

# 日本國憲法に見る政治性

望月和彦

「これにつけても覚えておきたいのは、民衆といふものは頭を撫でるか、消してしまふか、そのどちらかにしなければならない。といふのは、人はささいな侮辱には復讐しやうとするが、大いなる侮辱にたいしては報復しえないのである。したがつて、人に危害を加へるときには、復讐のおそれがないやうに、やらなければならない。」

——マキアヴェリ『君主論』

「戦争に伴ふ昂奮と激情と、勝てる者の行過ぎた増長と、敗れたる者の過度の卑屈と、故意の中傷と、誤解に本づく流言蜚語と、是等一切の所謂輿論なるものも、いつかは冷靜を取り戻し、正常に復する時も來よう。其の時初めて、神の法廷に於て、正義の判決が下されよう。」

——近衛文麿

## はじめに

敗戦後、日本はアメリカを中心とする聯合軍の占領下におかれ、1952年に獨立を回復するまで、主権を剥奪された。その間、最高権力は聯合軍最高司令官が握り、聯合軍最高指令部 (GHQ/SCAP, 以下「G H Q」と記す) による指令が日本政府に下されたのである<sup>1)</sup>。ダワーが述べてゐるやうに、日米戦が3年餘りの期間でしかなかつたのに對して、アメリカによる日本占領はその2倍の7年弱にも及んでおり、戦勝國による占領としては異例の長期にわ

1) 厳密にいふと、1946年10月2日に聯合國最高指令部 (GHQ/SCAP) が發足したのに伴ひ、これまでのアメリカ太平洋陸軍總指令部 (GFQ/USAFPAC) と二つのG H Qが存在することになる。もちろんここでいふG H Qとは前者のことである。竹前榮治 [14] iiiページ。

たる<sup>2)</sup>。さらに、最盛期の1948年に約6000人のスタッフを抱へる大組織にまで成長してゐたG H Qは<sup>3)</sup>、占領期間中に、憲法の制定をはじめとして、各種の社會制度の變革を斷行した。そしてこれらの制度の多くは、日本が獨立を回復した後も維持され、今日に至つてゐる。

戰勝國による征服・併合といふ形を取らず、保障占領下で戰敗國の社會制度を根本的に變革したといふ例は、未曾有の社會實驗であるといふことができる。その意味で、日本占領は、歴史的大事件であつたといふことができよう。本國アメリカですら革新的ともいへる制度が東洋社會に移植されたのである。それはまさに「木に竹を接ぐ」やうなものであつたといへよう。私たちは、その「偉大な實驗」の實驗台になつたのであつた。

このやうな非常に特殊な状況の中で、現在の憲法が成立した。憲法は公權力を規定・制限し、基本的人權を含む國民の權利・義務を定めるといふ意味で、通常の法律とは質的に異なる國の根本法である。しかるに日本國憲法は、敗戦後の占領軍による占領状態の中で、主權のない國民が制定したといふ極めて特殊な經緯をもつてゐる。

このやうな經緯が憲法の内容に何の影響も與へない筈はない。憲法制定に限らず、總ての歴史的事件は、それまでの歴史的經緯が影響してゐるといへるが、特に日本國憲法の場合、その理念の背後に當時の國際政治の思惑が働いてゐるのである。それが象徴的に現れてゐるのが、憲法第9條である。

敗戦直後の民間の憲法論議で中心となつたのは、天皇制をどうするかであり、戦争拠棄などはほとんど議論の対象になつてゐなかつた。もちろん、占領軍によつて武装解除されてゐる状態では、大日本帝國憲法の軍隊に關する條項は削除されるのは當然のことであつたが、將來にわたつて武力を持たず、戦争を拠棄するといふ考へはなかつた。ところが、占領軍によつて提示された憲法草案には、戦争拠棄條項が挿入されてゐたのである。

---

2) John W. Dower [63] p.23.

3) 竹前榮治 [41] 95ページ。

日本國憲法の根本原理のひとつである平和主義はこの第9條によつて具現されてゐる。この平和主義を人類の到達した偉大な理念として賞讃することもできやう。だが他方で、この平和主義はその理念的装ひとは裏腹に、戦勝國による對日占領目的の產物でもあつたのである。そしてこの條項が再獨立後の日本の安全保障政策に致命的な混亂を引き起したのであつた。

この小論は、當時の國際情勢を考慮に入れながら、日本國憲法の制定の經緯を振り返ることにより、崇高な理念から組立てられてゐるやうに見える日本國憲法のもつ政治性を明らかにすることで、これまでの安全保障論議のもつれを斷ち、新たな出發點の形成を目指すものである。

### 擴大解釋されたポツダム宣言

1945年8月14日、日本は、自らに「無條件降伏」を要求するポツダム宣言を受諾することにより、聯合國に和を請ふた。聯合國は、このポツダム宣言の條項により、43萬人餘の占領軍を進駐させ<sup>4)</sup>、日本社會の大改造に取りかかつたのである。

9月2日の降伏文書調印直後、當時横濱に總指令部を置いてゐたダグラス・マッカーサー元帥は、聯合國最高司令官總指令部布告第1號から第3號の寫を鈴木九萬公使（横濱聯絡事務部長）に手交する。そこには「行政、司法及立法ノ三權ヲ含ム日本帝國政府ノ一切ノ權能ハ爾今本官ノ權力下ニ行使セラルモノトス」、「軍事管理期間中ニ英語ヲ以テ一切ノ目的ニ使用セラルル公用語トス」、「占領軍ノ發行スル「B」ノ記號ヲ附シタル軍用補助通貨ヲ以テ一切ノ公私ノ圓貨債務ノ支拂ヲ爲シ得ル日本法貨トス」といふ條項が含まれてゐた<sup>5)</sup>。占領軍は、直接軍政を敷き、英語を公用語とし、軍票（軍用通貨）まで發行するといふのである。これを知つた外務大臣重光葵は翌日、總指令

4) 1945年12月4日時點での兵力。

竹前榮治 [41] 5ページ。

5) 江藤淳編 [12] 第一卷 263-269ページ。

部に趨き、次のやうな日本政府と日本國民の決意を述べたのである。

「終戦は國民の意思を汲んで、天皇直接の決裁に出たもので、ポツダム宣言の内容をもつとも誠實に履行することが天皇の決意であつて、その決意を直接實現するために、とくに皇族内閣を樹てて總ての準備をなさしめた。これがポツダム宣言を遂行するにもつとも忠實なる方法である。ポツダム宣言には明らかに日本政府の存在を前提とし、日本政府に代ふるに軍政をもつてすることを豫見してはゐない。日本の場合はドイツの場合と異なるものである。連合軍が、もしポツダム宣言の實現を期し、且つこれを以て満足するにおいては、日本政府に據つて占領政策を實行することが最も賢明の策と考へられる。これに反して、占領軍が軍政を敷き、直接に行政實行の責任をとることは、ポツダム宣言以上のことと要求するもので、日本側の豫期せざりしことなるのみならず、日本政府の誠實なる占領政策遂行の責任を解除し、こゝに混亂の端緒を見ることとなるやも知れぬ。その結果に對する責任は、日本側の負ふところではない。」

(重光葵 [35] 302ページ)

話を聞いたマッカーサーは軍政を敷くことを中止し、以後占領軍は、日本政府を介して支配する間接統治方式を取ることになった。この背景には、正式に降伏が行はれたとはいへ、日本政府はまだ強大な軍事力を保有してをり、日本政府の協力なしには日本軍の武裝解除を行ふことができないといふ事情があつた。當時の進駐軍の兵力で日本軍と事を構へるのは明らかに無謀だつた。

従つて、日本政府の要請を受け入れたとはいつても、それはあくまでも占領行政の便宜のためであつて、占領軍が日本政府を支持することを意味してゐた譯ではない。日本に民主主義革命が起きた場合でも、それが占領軍部隊の安全を脅かさない限り、それは許容されることが表明されてゐた<sup>6)</sup>。聯合國最高司令官であるマッカーサーは、1945年9月6日に以下の通達を受け取つていた。

6) 「米國政府の降伏後における初期の對日方針（1945年9月22日）」では日本政府との關係を次のやうに規定してゐる。

「一 天皇および日本政府の國家統治の權限は、聯合國最高司令官としての貴官に從属する。貴官は、貴官の使命を實行するため貴官が適當と認めるところに従つて貴官の權限を行使する。われわれと日本との關係は、契約的基礎の上に立つものではなく、無條件降伏を基礎とするものである。貴官の權限は最高であるから、貴官は、その範圍に關しては日本側からのいかなる異論をも受けつけない。

二 日本の管理は、日本政府を通じて行はれるが、これは、このやうな措置が満足な成果をあげる限度内においてである。このことは、必要があれば直接に行動する貴官の權利を妨げるものではない。貴官は、實力の行使を含む貴官が必要と認めるやうな措置を執ることによつて、貴官の發した命令を強制することができる。

三 ポツダム宣言に含まれてゐる意嚮の聲明は、完全に實施される。しかし、それは、われわれがその文書の結果として日本との契約的關係に拘束されてゐると考へるからではない。それは、ポツダム宣言が、日本に關して、また極東における平和および安全に關して、誠意を持つて示されてゐるわれわれの政策の一部をなすものであるからであるから、尊重され、かつ實行されるのである。」

(佐藤達夫 [30] 93-94ページ)

これにより、マッカーサーは日本政府や天皇を超越した權限をもつことになつた。しかしながら、當初日本政府の側は、ポツダム宣言における無條件降伏とはあくまでも軍隊に對するものであり、日本國全體に適用されるもの

---

「日本社會の現在の性格並に最小の兵力及資材に依り目的を達成せんとする米國の希望に鑑み最高司令官は米國の目的達成を満足に促進する限りに於ては 天皇を含む日本政府機關及諸機關を通じて其權力を行使すべし日本政府は最高司令官の指示の下に國內行政事項に關し通常の政治機能を行使することを許容せらるへし〔中略〕 尚右方針は最高司令官をして米國の目的達成を目途する前進的改革を抑へて天皇又は他の日本の政府機關を支持せしむるものにあらず即ち右方針は現在の日本統治形態を利用せんとするものにして之を支持せんとするものにあらず 封建的又は權力主義的傾向を修正せんとする統治形式の變更は日本政府に依ると日本國民に依るとを問はず許容せられ且支持せらるへし斯る變更の實現の爲日本國民又は日本政府か其の反対者抑壓の爲強力を行使する場合に於ては最高司令官は麾下の部隊の安全並に占領の目的達成を保障するに必要な限度に於て之に干涉するものとす」(傍點引用者)

浦野起央 [11] 1543ページ。

ではないと考へてゐた。それが國際法上の通常の理解であつた。ポツダム宣言に先立つカイロ宣言では、「日本國の無條件降伏」といふ文言は出てくるが、ポツダム宣言を仔細にみても、軍隊に對する無條件降伏は書かれてゐるもの、日本國政府に對する無條件降伏といふ文言はない。そこで降伏後、日本政府は占領軍に對し、自らは政治的にはポツダム宣言に述べられてゐる條件を受諾するといふ形で休戦したわけであり、これはいふならば「有條件降伏」であると主張した。ドイツのやうに、國家組織が全面崩壊し、全國土が聯合軍によつて軍事的に占領された状態になれば、そこにおける占領管理はデベラチオ (Debellatio) 的性格を持つ全面支配になるかも知れないが、日本の場合には、政府および軍隊がなほ存續してゐるといふ點で、ドイツとは異なるといふのである。

その上で日本政府は、占領軍による政治や立法に對する介入は、ヘーグ陸戦條約違反であると主張した。ヘーグ陸戦條約第43條は、「〔占領地の法律の尊重〕國ノ權力カ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶對的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘシ」となつてをり、占領軍は、占領目的の達成のために、現地の法律を變へることは認められてゐるが、それは必要最低限にとゞめられるべきであり、況はんや占領軍が憲法制定することなど、この條文の精神からすれば論外といふことになる。

だがこれに對し、占領軍は、これは政治的にも無條件降伏であり、日本政府には否定する權利を認めないと主張したのである<sup>7)</sup>。それによれば、ヘーグ陸戦條約はかかる占領には適用されないと言ふのである<sup>8)</sup>。これを中村のや

7) 占領史録では、ポツダム宣言が無條件降伏を要求してをり、これが占領政策の法的根據となつていて、連合國は日本政府と交渉する立場にはなかつたと主張されてゐる。

GHQ/SCAP [64] 3ページ。

8) 聯合軍の考へ方は、「〔降伏後ニ於ケル米國初期ノ對日方針」説明」の第二部「聯合國ノ權力」のなかで次のやうに述べられてゐる。

「軍事占領

うに、「世界史上にも類例のない新しいタイプの占領であつた」と賞讃するものもあり<sup>9)</sup>、芦部のやうにハーグ條約の精神から見て合法とするものもいる<sup>10)</sup>。が、江藤は、これを國際條約違反と見る<sup>11)</sup>。また猪木も「ポツダム宣

---

1. 今次占領ノ法律的性質ニ附テハ種々ノ解釋ヲ生スルモノナルカ右占領カ1907年海牙條約ニ規定スルカ如キ戰時占領ニ基ク占領國ト被占領國トノ間ノ合意ニ基キ行ハレル特殊ノ占領ナルハ疑問ノ餘地ナキ所ナリ。而シテ斯ル占領モ軍事力ヲ以テ行ハルル占領ナル意味ニ於テハ軍事占領ナルモ占領ノ内容（占領者ノ権利、義務等）カ占領者ト被占領者ノ合意ニ依リ決定セラル點ニ於テ特殊性ヲ有スルモノト謂フヘキ處本章ニ於テ日本本土ノ軍事占領ハ「主要聯合國ノ爲ノ軍事行動タルノ性質ヲ有ス」ヘキモノト定義セルハ右占領内容カ戰爭中ニ行ハルル戰時占領ニ近キモノナリトノ米側見地ヲ明ニセルモノト云フベシ

右ノ他本節ハ日本本土ノ占領及管理ノ施行ニ關スル米國ト他ノ聯合國トノ關係、換言セハ日本本土即チ日本ノ占領及處理ノ施行乃至實施（就中實際上ノ具體的細目）ニ關シテハ米國ノ政策カ支配スヘキコトヲ明確ニ主張セントスルモノト解セラル」

江藤淳編〔12〕第一卷 308-309ページ。

- 9) 「しかしながら、連合國の對日占領は、對獨占領と共に從來の國際法上の占領概念を超える全く新しいタイプの占領形態を目指すものだつたのである。傳統的には、占領とは侵略的軍隊の解體、賠償金の取り立てなどを行ふのが通例であつて、敵國の軍國主義を生み出す根っこにまで手を觸れることはしなかつた。1907年の「陸戰の法規慣例に關する條約」（ハーグ條約）第四三條は、一般占領では「戰地の法律や行政を變へる權限を持たない」と規定してゐた。ところが、マッカーサーによる占領改革は、戰前日本の政治、經濟、社會、國家構造までを根本から改造しようとした點で、世界史上にも類例のない新しいタイプの占領であつた。その理由は、第一次世界大戰の苦い教訓があつたためである。」

- 中村政則〔46〕68ページ。
- 10) 芦部は、占領軍による憲法改正がハーグ條約違反であるといふ主張に對して、憲法改正の意圖が日本社會の自由化・民主化にあり、それ自體ハーグ條約の精神に一致するものであるから條約違反ではないと主張してゐる。このやうな主張をするためには、國民主權を越えた價値の存在を前提にしなければならない。そしてその價値觀で見た場合に日本が本當に劣つてゐたことが證明されねばならない。即ち、日本はアメリカやソ聯や中國などの聯合諸國よりも道徳的に劣つてゐたことが證明されねばならない。それを認めさせられたのが東京裁判である。だが戰爭の勝敗と道徳的な優劣とは本來無關係なものではないのか。

- 芦部信喜〔2〕161ページ。
- 11) 「軍事占領者は被占領國に對して軍事的權能を行使するが、完全な主權を有するものではない、と言ふのが國際法上の通説である。戰勝國の意圖をいかに完全に理解した上で行はれたものであるとはいへ、全面的降伏の場合、右の原則がどの程度まで變更されうるものかといふ基準は、今日に至るまで確定してゐない。のみならず、軍事命令による憲法改正がはなはだ望ましくないことについては、幾

言は歪曲といって良いほど擴張解釋された」と述べてゐる<sup>12)</sup>。

このどちらの主張が正しいかはこゝでは論じないが、軍事的に占領されてゐる日本政府には、これ以上抗議することは不可能であり、事實上「力の正義」が支配したのである。降伏文書調印時點で、698萬餘、本土だけでも257萬餘を數へた帝國陸海軍兵力も、そのわづか一ヶ月半後の10月16日には完全に武裝解除された<sup>13)</sup>。同日、マッカーサーは日本全土の武裝解除が完了したことをラジオ放送で告げた。そのなかでマッカーサーは次のやうに述べた。

「今日日本全國の日本武裝兵力は復員を完了し、存在しなくなつた。これら兵力は今や完全に廢止されたのである。戰時、平時を問はず、また米國あるひはいかなる國家の手によるも、かくも急速にあるひはかくも圓滑に復員が完遂されたことは史上にその類例なきところである。

日本は陸海空軍の保有を悉く禁ぜられた。日本の軍事力とこの結果國際問題に對する軍事的影響力は終りを告げた。日本はもはや大小に拘らずすでに世界の強國に列し得ない。日本が生存しつづけるならばその將來の道は平和に限定されねばならない。海外諸領域にあつた將兵を含めて約七百萬の日本武裝兵員は降伏した。史上無比ともいふべき異常に困難にしてかつ危險多き日本の降伏完遂に當り一彈をも擊つ必要なく、聯合軍將兵の一滴の血すらも流されなかつた。ポツダム決定の擁護は完璧である。この降伏ほど意氣消沈し、みじめであり最終的なものは他にあり得ない。それは外形的に徹底的な破壊をもたらしたのみでなく、日本人の精神にも同様破壊作用を及ぼした。」

(江藤淳 [15] 100-101ページ)

---

多くの極めて正當な理由がある。第一に、どれほど提起された改正が善意からでたものと見えやうとも、そのやうなことをすれば例外なく被占領國國民の反感を煽る結果を生むことが確實である。第二に、連合國は一度ならず數次にわたつて、民族自決の原則を遵守すべきことを確約してゐる。民主主義の主要な擁護者が——民主主義には自らの欲する政治形態を自由に選ぶ権利が内在してゐるはずであるから——、被占領國に自國の政治形態を押しつけると言ふやうなことがあれば、こんな奇妙な話はないことになる。」

江藤淳 [14] 44-46ページ。

12) 猪木正道 [6] 第三巻 343ページ。

13) 袖井林二郎 [39] 100ページ。

まさにこれはマッカーサーによる最終勝利宣言であり、日本から武力を奪つた占領軍はその要求をいよいよエスカレートさせ、その本性を露はすことになる。即ち、ポツダム宣言を踏み越えるやうな行爲を始めるのである。それは10月25日のG H Qによる日本の外交権剥奪指令に見ることができる。

さきに聯合國は、ポツダム宣言の無條件降伏條項を利用して日本から外交権を取り上げようとした。すなはち1945年8月15日、アメリカは中立國及び交戦國にある日本の在外公館、財産、文書の聯合國への引き渡しを要求したのである。これに對し、わが外務省は外交権はポツダム宣言に規定されてゐない以上、外交権を停止するのはポツダム宣言違反であると抗議した。

即ち、ポツダム宣言により、「降伏ノ時ヨリ 天皇及日本國政府ノ國家統治ノ權限ハ降伏條項ノ實施ノ爲其ノ必要ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高指揮官ノ制限ノ下ニ置カレル (be subject to) モノトス」ことは認めながらも、「然ルニ帝國ノ對外的主權即チ外交権ニ關シテハ「ポツダム」宣言中ニ特ニ明示的ニ規定セラレ居ラス。從テ「ポツダム」宣言ノ内容ヨリ必然的ニ演繹セラルヘキ事項例へハ陸、海軍武官ノ廃止ノ如キヲ除キテハ帝國從來ノ外交権ニハ何等ノ變更モ加ヘラルコトナク從テ帝國カ中立國ト依然外交關係ヲ繼續スルコトハ右四國ニ依リ認メラレルヘキモノナリ」とあくまで外交権の存續を主張したのである<sup>14)</sup>。ところがソ聯はこれに對して強制的にアフガニスタンの日本公使館を閉鎖した。これに日本政府は抗議したが、先に觸れたやうに10月25日には、聯合國最高司令部から「外交並ニ領事機關ノ財産及ビ文書引渡ニ關スル指令」が出され、「日本政府ハ中立國ニ存ル外交並ニ領事代表ヲ即時召還シ…爾後外國政府トノ關係ヲ終止」するやうにとの命令を受けるのである<sup>15)</sup>。そしてさらに1945年11月4日には「日本政府ト中立國代表ノ正式關係ニ關スル指令」が出される。その内容は以下の通りであつた。

14) 江藤淳編 [12] 第二卷 299-300ページ。

15) 江藤淳編 [12] 第二卷 307-308ページ。

「爾今聯合國最高司令官ノ許容スル場合ヲ除キ日本政府ハ中立國政府又ハ其ノ日本ニ存ル代表トノ正式關係ヲ停止スヘシ、日本政府ハ日本ニ存ル此等代表ニ對シ外交使節ノ日本ニ於ケル存在ハ聯合國ノ日本占領ノ目的及性質並ニ聯合國最高司令官ノ地位ト両立セサルモノト認メラルル旨ヲ通達スヘク將來ニ於ケル日本政府ノ此等代表トノ接觸ハ聯合國最高司令官ニ照會セラルモノトス」

(江藤淳編 [12] 第二巻 315ページ)

これにより、日本の外交権は、聯合國最高司令官のコントロールに置かれることになり、かくして我が國は外交権を喪失したのである。第一次大戦後のドイツでも中立國との外交権は認められてゐたので、この外交権の喪失は、それに比べても過酷であると言ふことができる<sup>16)</sup>。外交権の喪失は、日本が國際社會から完全に隔絶された状態に追いやられることを意味した。敗戦により、日本は、民族の基本的権利である主權を喪失し、一種の植民地状態となつた。まさにポツダム宣言受諾は、「城下の盟」となつたのである。

### 日本側による憲法改正の動き

日本はポツダム宣言を受諾したことで、民主化・自由化を行ふ義務を負つた。ポツダム宣言第10項には「吾等は、日本人を民族として奴隸化せんとし又は國民として滅亡せしめんとするの意圖を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に對しては厳重なる處罰を加へられるべし。日本國政府は、日本國國民の間における民主主義的傾向の復活強化に對する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人權の尊重は、確立せらるべし。」とあり、また12項で、聯合軍の撤収條件として、「日本國國民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政  
府が樹立」されることが擧げられてゐた。

しかし敗戦直後の時點では、これらの條件が憲法の改正につながるとは考

16) 猪木正道 [6] 第三巻 380ページ。

へられてゐなかつた。敗戦時の首相であつた東久邇もその後繼者の幣原も憲法改正の必要があるとは考へてゐなかつた<sup>17)</sup>。戦前天皇機關説で彈壓を受けた美濃部達吉ですら大日本帝國憲法を部分的に改正すれば、十分民主的改革は可能であると考へてゐた。ポツダム宣言受諾の際に、日本政府は、「國體の護持」を條件にしてゐたこともあり、國體の根本的變革につながる憲法の改正に消極的であつたのは當然といへやう。だが、降伏後、日本に進駐してきた占領軍の政策が明らかになるにつれ、日本政府の見通しの甘さが露呈していく。

1946年10月2日に、聯合國最高指令部(GHQ/SCAP)が発足したが、その二日後に、マッカーサー司令官と元首相である近衛文麿の會談が行はれた。この時マッカーサーは初めて近衛に憲法改正を示唆した。細川護貞によると近衛とマッカーサーの會見は次のやうなものだつたといふ。

「近衛公は、去る4日、再びマックアーサー元帥を訪問せる處、取次ぎは、「今日はマックアーサー元帥は逢はれぬ」と答へ、暫時待つ中、マックアーサー元帥は、サザランド參謀長、アチソン顧問を随へて會見し、公に對し改まりたる態度にて、「今日はデフィニットのことを申し上ぐ」と前提し、「公がリベラルを集めて、帝國憲法を改正せらるべし。而も此の改正は出來得る限り急速に、一刻も早く爲し遂げられる、ことを要す、而して是が公の國家に對する唯一のサービスなり。公は世界を知り、コスモポリタンにして、且つ年齢も若し」と語りしと。公は、「我國の憲法改正には、陛下の發意を必要とし、議會四分の三の賛成を要する」ことを述べ、「斯の如きも亦改正せらるべきか」と問ひたる所、此の問ひには避けて答へず。マックアーサーが待たせたるは、恐らくアチソン顧問を呼び寄せたるべく、此の發言が偶然のことには非ざるを證すべし。又元帥は、「その案を新聞に發表すべし」とも云ひたりと。公は是によりて、一大責任を負はれたる次第なり。」(1945年10月7日)

17) 佐藤達夫 [30] 153, 178ページ。

木戸幸一の日記によれば、10月9日、組閣直後の幣原喜重郎は、木戸に對して憲法を改正せずとも、運用次第で目的を達成することが出来ると言つたといふ。  
木戸幸一 [21] 1241ページ。

(細川護貞 [53] 446-447ページ)

この近衛に對する憲法改正のサジェスチョンについて、これが單なる通譯上のミスであつたといふ説もあるが<sup>18)</sup>、その後の近衛たちとGHQとの交渉を見ても、GHQ側が憲法改正に積極的であつたことは明らかであり、單なる偶發的な事件であつたとみなすことは出來ない。10月7日に近衛と會見したアチソン政治顧問は、私案といふ形であるが、改正のポイントを示唆し、近衛の憲法改正作業に手を貸してゐた。アチソンの背後には米國務省があり、憲法改正は國務省の意嚮でもあつたのである。

だが、大日本帝國憲法はその制定以來一度も改正されたことはなく、明確な改正手續きがあつたわけではなかつた。大日本帝國憲法の第73條では「將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ 此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス」と規定されており、憲法改正は天皇が發議することになつてゐた。そこで近衛は10月11日に内大臣府御用掛といふ役職に任命され、天皇より「ポツダム宣言の受諾に伴ひ大日本帝國憲法改正の要否、若し要ありとすれば其の範圍如何<sup>19)</sup>」を下問されて、實質的な憲法改正の作業に取りかゝることになる。

木戸幸一の日記によれば、10月8日に、近衛文麿、高木八尺、松本重治、牛場友彦の四人が木戸の所に集り、アチソン顧問との面談の様子を語つたが、そのとき、「此何んなし荏苒時を過す時はマ司令官より改正案を突付けらるゝ虞あり、之は欽定憲法としては堪へ難きことなる故、速に善處の要ある旨交々論ぜらる<sup>20)</sup>」とあり、この時點で占領軍より憲法が提示される可能性に

18) 佐藤達夫 [30] 182ページ。

19) 木戸幸一 [21] 1242ページ。

20) 木戸幸一 [21] 1241ページ。

ついて、これらの人々の間に危機感があつたことが窺はれる。

また近衛の内大臣府御用掛任命と同じ日に、幣原首相とマッカーサー司令官との會見も行はれ、この席でも憲法改正が示唆されるのである。もつとも幣原はマッカーサーから出された自由主義化の諸要求が直ちに憲法改正につながるものではないと考へ、とりあへず、憲法改正の必要の有無を含めて憲法問題を調査することにし、10月25日、松本烝治國務相を中心に憲法問題調査委員會を作ることを閣議了解したのである。これは憲法改正は國務であるが故に、内閣が著手すべきだといふ意見が閣議で強く主張されたためである。憲法改正手続きが不備であつたために、政府と宮中で異なる見解が出てきたのである。これによつて、憲法改正は、内大臣府と政府の二つの機關によつて獨立に進められることになつた。

ところが、戦前首相を二度にわたつて務め、日本を戦争に追ひ込んだ近衛が憲法改正に携はることは不適切ではないかといふ批判を浴びるや、11月1日に、占領軍は掌を返したやうに次のやうな聲明を出して、近衛に對する支持を取り下げてしまふ。

「日本憲法の改正に關し近衛公が演じつつある役割については、大きな誤解があるやうに思はれる。彼は聯合軍當局により憲法改正のために選ばれたものではない。東久邇内閣總辭職の前、近衛公は首相を代理する副總理として、日本政府が憲法の改正を要求されるであらうといふ通告を受けたのであつた。その翌日、東久邇内閣は總辭職し、聯合軍當局に關する限り、もはや公はこの問題について何の關係もない。

最高司令官は、幣原新首相に對し憲法改正の指令 (directive) を通告した。それ以後におけるこの問題に對する近衛公の關係は全く彼の皇室との關係から生ずるもので、聯合軍司令部からの sponsorship をもつものではない。この線に沿つての準備作業は日本政府によつて遂行されつつあり、適當な時の經過のうちに、この全課題は日本國民の前に全面的に提出され、その完全かつ周到な討議のうちに最終的な形の改正が彼らによつて採擇されることになる」

(佐藤達夫 [30] 205ページ)

これまでの近衛と占領軍の関係を考へれば、占領軍の聲明は一種の裏切り行為であると言はざるを得ない。近衛が後に戦犯として逮捕リストに挙げられてゐたことを考へれば、この時點で占領軍は戦犯となる近衛と手を切ることを決断したといふことができよう。さらにこの背後には、憲法改正について國務省の影響力が及ぶことを嫌つたマッカーサーの意嚮が働いてゐた<sup>21)</sup>。當時東京で近衛と接觸してゐたジョージ・アチソンは、マッカーサーの命令により、近衛との接觸を禁じられてしまふのである。アチソンは、これについて次のやうに書いてゐる。

「マッカーサー元帥はじめG H Q内の「バターン・クラブ」の面々が…できればこの件に關して國務省を締め出したいと望んでゐるのが…これではつきりした…近衛の組織した委員會は今月末までに完全な草案を仕上げて政府に提出したいと望んでゐる。」

(H・ポートン [52] 221-222ページ)

このやうな逆境の中で、近衛は自らの憲法草案を書き上げ、11月22日に上奏する。また、近衛とともに憲法作成に臨んだ佐々木惣一もその二日後参内して、佐々木案の進講を行ふ。この日はまさに内大臣府廢止の日でもあつた。

その直後、12月6日に近衛は、G H Qによつて戦犯に指名され、逮捕直前の12月16日に自殺してしまふ。本論冒頭に引用した近衛の言葉は、彼の遺書に記されたものである。

これによつて、公的な憲法改正のための準備機關は、政府の憲法問題調査會いはゆる松本委員會だけになつてしまふ。だが松本委員會の討議内容は一

21) 佐藤も同様のことを書いてゐる。

「マクネリーによると、マックアーサーは、國務省の職員が總司令部の指示なしに、日本の内政に直接に關與することを非常に憤慨してゐたといふ事實もあつたらしく、彼は、憲法問題についての國務省の直接または間接の影響を排除するために、政治顧問事務所に對し、憲法問題に關與することを禁止するとともに、10月2日に設置され、彼の側近ホイットニー准將を長とする民政局にこの問題を扱ふことを指示したといはれる。」

つまりこの聲明自體が、占領軍内部の權力闘争の結果であつたといふのである。佐藤達夫 [30] 206ページ。

切秘密にされ、1945年12月に議會で「松本4原則」なる指針が發表されただけにとゞまつてゐた<sup>22)</sup>。ところが、この松本委員會での議論が煮詰まり、試案が作成された段階でその内容が新聞にすっぱ抜かれてしまふのである。

### マッカーサー草案

この毎日新聞による松本試案（實際には宮澤案）のスクープがマッカーサー草案作成のきっかけになつたといわれてゐる。つまりこゝでリークされた松本試案を見たG H Q上層部は大いに失望し、日本政府に任せても満足な憲法草案がまとめられる見込みはないと判断し、そこで自分たちで憲法草案を作成しようといふことになつたといふのである。これがマッカーサー草案の誕生にまつはる表向きの歴史である。

だがこの経緯については、納得のできない點が残されてゐる。まづマッカーサー草案のきっかけになつた松本試案のスクープが毎日新聞に掲載されたのが、極東諮詢委員會訪日團が離日した當日の2月1日であり、まさに絶妙のタイミングであつた。當時、事前検閲制がとられてゐたわけであるから、眞の意味でのスクープなどはありえず、すべて占領軍によつてコントロールされてゐた。それ故、このスクープのタイミングに占領軍が絡んでゐなかつたと考へる方がをかしい。事實G H Qは極東諮詢委員會のメンバーがワシントンへの歸路の船の中にゐる間に憲法草案を作成したのである。つまり2月3日にマッカーサーは占領軍民政局（G S）のホイットニー准將に、いはゆる「マッカーサー・ノート」を示して、憲法改正案の作成を命じ、これを受

22) この四原則とは、

- ①天皇が統治權を總攬せられるといふ大原則にはなんら變更を加へない、
- ②議會の議決を要する事項を擴充する、その結果として、從來のいはゆる大權事項をある程度制限する、
- ③國務大臣の責任を國務全體に擴げ、國務大臣以外の者が國務に介在することがないやうにする、また國務大臣は議會に對して責任を持つこととする、
- ④人民の自由・權利の保護を強化する、といふものであつた。

佐藤達夫 [30] 423-424ページ。

けてホイットニーが、部下のケーディス大佐に憲法制定作業の命令を下すのである<sup>23)</sup>。

一方、マッカーサー自身は、極東諮詢委員會のメンバーと會見した際、憲法改正について一言も觸れてゐない。ケーディスもフィリピンの委員トマス・コンフェソール上院議員からG H Qが憲法の研究をしてゐるのかと問はれて、憲法制定は極東委員會の管轄事項であるとして明確にそれを否定してゐる<sup>24)</sup>。それではG H Qは憲法改正について事前に何もしてゐなかつたかといへばそうではなく、ラウエル文書で明らかなやうに、當時民間で發表されてゐた憲法改正試案を翻譯し、内容をつかんでゐたのである。

また占領改革に關して日本政府にこまかい注文を出してゐたG H Qが、憲法改正について殆ど容喙しなかつたといふのも奇異に思へる。アメリカ側は松本案を見て失望したといふが、彼らは既に松本4原則を知つてをり、大日本帝國憲法とさほど變らない案が出てくることは豫想済であつたはずである。もし松本4原則が不満であるといふならば、直ちに松本委員會を呼出して、指令を出すことができたはずなのにそれをしてゐない。そこで到底松本案が

23) マッカーサー・ノートの内容は次のやうなものであつた。

一. 天皇は、國家元首の地位にある。

皇位は世襲される。

天皇の職務と權能は憲法の定めるところに従つて行使され、憲法に示された國民の基本的意見に應へるべきものとする。

二. 國家主權の發動として戰爭は、廢止される。日本は、紛争解決の手段としての戰争のみならず、自國の安全を維持する手段としての戰争をも拠棄する。日本は、その防衛と保全とを、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

日本が陸海空軍を維持する權能は、將來ともに許可されることがなく、日本軍に交戦権が與へられることもない。

三. 日本の封建制度は廢止される。

華族の特權は、皇族を除き、現在生存する一代以上に及ばない。

華族の地位は、今後いかなる國民または公民としての權利をも伴ふものではない。

豫算の形態は、英國の制度に倣ふこと。

江藤淳 [14] 30ページ。

24) J・W・ウィリアムズ [8] 156ページ。

アメリカにとつて飲める代物ではないことを承知で、あへて松本案を出させたのではないかといふ疑問が残る。そして毎日新聞のスクープはマッカーサーによる憲法作成のゴーサインの役割を果したのであつた。

そしてこのスクープの出た2月1日には、民政局からマッカーサー司令官に對して、「憲法の改革について最高司令官のためのメモ」が提出されてゐる。そこではマッカーサー司令官が聯合國及び統合參謀本部から憲法改正問題を處理する權限を與へられており、極東委員會がこの問題について自ら政策決定をした場合を除いて、實質的に制限を受けないことが述べられてゐる。さらには今憲法改正をしなければ、對日理事會によつてマッカーサー自身が拘束されることになると述べられてゐる<sup>25)</sup>。ウィリアムズはGHQは松本案を受け取るまで帝國憲法の改正案を起草することは考へてゐなかつたと主張してゐるが<sup>26)</sup>、このやうなメモが短時間で作成できるはずはなく、民政局内で憲法改正の可能性について検討が行はれてゐたに違ひない。GHQとしては極東諮詢委員會のメンバーが訪日するまでは憲法改正作業に入ることは機密保持上好ましくなく、憲法を制定するとすれば、メンバーが離日した後、極東委員會が發足するまでのわづかの隙を狙ふしかなかつたと考へられる。

他方、占領改革の一環として行はれるべき憲法改正の内容については、すでにアメリカ政府によつて決定されてゐた。それが SWNCC228（「日本統治制度の改革」）である。そこには天皇制、選舉權、行政府や立法府の權限、豫算制度、基本的人權、地方自治について改革の内容が盛り込まれてゐた。そして「最高司令官は、日本政府當局に對し、日本の統治體制が次のやうな一般的な目的を達成するやうに改革されるべきことについて、注意を喚起（indicate）しなければならない」と書かれてゐたのである。つまり原則として、あくまでも日本政府の自發性を尊重するといふ指示だつたのである。そしてこれを「命令するのは最後の手段としての場合に限られなければならない」

25) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫 [40] 90-97ページ。

26) J・W・ウィリアムズ [8] 197ページ。

とも書かれてゐた<sup>27)</sup>。ところが實際には、マッカーサーは、日本政府に對して、何のサジェスチョンもせず、いきなりマッカーサー草案を提示したのである。

このやうな經緯から明らかなやうに、日本國憲法が、本國の指示によつてではなく、マッカーサーとその部下たちによる「獨走」のもとで作り上げられたのであつた。つまりかつて滿洲事變において關東軍が獨走し、滿洲國を作り上げたやうに、出先の機關が本國の指示を仰ぐことなく、勝手に憲法を作成し、日本政府に押しつけたのである。當時、國務省日本課長代理であつたヒュー・ボートンは「1945年12月下旬、極東諮詢委員會は海路日本へと旅立つたが、その時點ではまだアメリカ合衆國はポツダム宣言で發表された聯合國の目標にかなふ形で日本の憲法改正を行ふべきかどうか決斷してゐなかつた<sup>28)</sup>。」と述べてゐる。

なぜこのやうな行動をマッカーサーがとつたのかは明らかではない。理由として考へられるのは、當時マッカーサーが1948年の大統領選舉に出馬する野心を持つてをり、日本の占領統治でポイントを稼ぎたいといふ「色氣」があつたことがある。この時點では、日本占領が長期にわたるとは考へられてゐなかつた。1947年3月にはマッカーサー自身が平和回復への條件が整つたといふ聲明を出してゐる<sup>29)</sup>。早期講和に成功し、アメリカに凱旋することは、

---

27) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫 [40] 413-417ページ。

28) H・ボートン [52] 218ページ。

29) このとき、マッカーサーは次のやうに述べた。

「日本の軍事占領は早く終はらせ、正式に對日平和條約を結んで總司令部を解消すべきである。平和條約交渉はできる限り早く開始すべきであり、遅くとも一年以内に始めるべきだと確信してゐる。

占領軍當局は、その建設的任務をほとんど終はつた。第一段階である非軍事化はすでに終了した。政治の面では占領軍當局のなし得る指導はほぼ終はらうとしてゐる。第三段階は經濟の面であるが、これは占領軍では處理できない問題である。日本の經濟はまだ占領軍の手によって封鎖されてゐる。これを最終的に解決するには講和條約の締結を待たねばならない。

總司令部の行つてゐる軍事占領は、平和條約の締結をもつて完全に終はるべきである。なぜならば今や平和條約締結のための諸條件は熟してゐるからである。」

大統領への野心を持つてゐたマッカーサーにとつては是非とも必要な條件であつたらう。

また極東委員會が發足すれば、憲法制定問題が、自分たちの手を離れてしまふことが分かつてゐた。他人の指圖を受けるのを極端に嫌つたマッカーサーが、自分たちの權限の唯一の例外となる憲法問題を事前に解決することによつて、極東委員會の干渉を排除しようとしたとも考へられる。

前年12月のモスクワ會議で對日占領政策の最高決定機關としての極東委員會の設置が決定された。これはG H Qの裁量權に掣肘が加はることを意味した。とくに、極東委員會とアメリカ政府とのあひだの關係を規定した《極東委員會及び聯合國對日理事會付託條項》(Terms of Reference of the Far Eastern Commission and the Allied Council for Japan) の第三項は次のやうになつてゐた。

「アメリカ政府は、委員會のすでに決定した政策にカバーされてゐないやうな緊急事態が發生したときは、委員會が行動をとるまでのあひだ、最高司令官に對して暫定指令 (interim directives) を發することができる。ただし、日本の憲政機構 (constitutional structure) または管理制度の根本的變革を規定し、あるいは、全體としての日本政府の變更を規定する指令 (directive) は、極東委員會における協議および意見の一致があつたのちにおいてのみ發せられること」

(佐藤達夫 [30] 73-74ページ)

さらに最高司令官の諮詢機關として設置された對日理事會の規定でも同様の規定がおかれていった。

「五　日本國の管理制度の變革、憲政機構 (constitutional structure) の根本的變更および全體としての日本政府の變更に關する極東委員會の政策決定の執行について、理事會の一員が最高司令官と意見が一致しないときは、最高司令官

は、極東委員會で意見が一致するまで、その問題に關する命令の發出を留保しなければならない。ただし、日本政府の個々の大臣の進退については、最高司令官は、理事會の他の聯合國代表者との事前の打ち合はせのち決定をすることができる。」

(佐藤達夫 [30] 78-79ページ)

つまり極東委員會發足後は、GHQは憲法改正をはじめとする國體の變革を獨自に行ふことはできなくなるのである。その極東委員會の第一回の會合が1946年2月26日にワシントンで開かれることになつてゐた。そのため、GHQとしても、極東委員會が正式に活動を開始するまでに、憲法制定作業を早急に進めなければならない事情にあつた。それがマッカーサー草案が大急ぎで作成された理由なのである。

當時の外務大臣は、後に五度内閣を組織し、戦後日本政治の中権を担つた吉田茂であつた。吉田は、前任者の重光葵が、東久邇内閣がアメリカの占領政策に十分對應できないとして内閣總辭職を迫り、それが受け入れられず辭職した後、重光に代はり外務大臣に就任してゐた。

さて1946年2月13日水曜日、外務大臣官舎では、吉田茂外相が、松本案を作成した松本烝治國務相、吉田の懷刀である白州次郎終連事務局次長そして長谷川元吉通譯官とともに、ホイットニー民政局長一行を待つてゐた。その日は、2月8日にGHQに提出した松本案についてのGHQのコメントを聞くことになつてゐた。ところが、會談の冒頭、ホイットニー局長は、松本案は全く受け入れられないとして、それに代はる憲法草案を四人に提示したのである。この會談に同席したラウエル中佐によれば、ホイットニー局長は、この憲法は天皇制の存續と引換へになることを強調した後、最後にかういつたと傳へられる。

「マッカーサー將軍は、これが、數多くの人によつて反動的と考へられてゐる保守派が權力に留まる最後の機會であると考へてゐます。そしてそれは、あなた方が左に急旋回〔してこの案を受諾〕することによつてのみ、なされうると

考へてゐます。そしてもしあなた方がこの憲法草案を受け入れるならば、最高司令官があなた方の立場を支持することを期待されてよいと考へてをります。この憲法草案が受け入れられることがあなた方が〔権力の座に〕生き残る期待をかけうるただ一つの道であるといふこと、さらに最高司令官が日本國民はこの憲法を選ぶかこの憲法の諸原則を包含してゐない他の形の憲法を選ぶかの自由を持つべきだと確信されてゐることについては、いくら強調しても強調しうることはございません。」

(江藤淳編 [12] 第三卷 184-185ページ)

つまりこの憲法が受け入れられなければ、天皇の身體 (The person of the Emperor) も、吉田たちの政治生命も保障しないと言ふのであつた。前者についてはともかく、後者については、これが單なる脅しではないことは、後に戦前自由主義者として有名であつた石橋湛山ですらページにあつたことから明らかとなる。そしてページは、政治家の運命をも大きく変えてしまふのである。當の吉田すら、總選舉後に自由黨首の鳩山一郎がページにあふことにより、首相の座が「棚からぼた餅」式に回ってくるのである。これがその後の吉田の運命を決定づけたことはいふまでもない。だがそれは後の話である。

外相公邸におけるホイットニーたちからの全く唐突のG H Q案提示、この豫想外の展開に加へて、この脅迫を受けた四人は色を失ひ、その場でG H Q案では一院制になつてゐることを指摘しただけで、吉田は、この會談の内容を秘密にするやうに要請したのである<sup>30)</sup>。日本國憲法をめぐる日米間の運命的會談は、わづか1時間10分で終はつた<sup>31)</sup>。

このG H Q案に對して松本はあくまで抵抗しようとした。しかしG H Qは松本の再説明を一顧だにせず、20日までに回答しなければ、總司令部案をG H Q自身が發表すると迫つた。これで萬事休すとなつた幣原首相は、G H Qの憲法草案を2月19日になつて初めて閣議で報告した。そして2月22日に天

30) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫 [40] 333ページ。

31) 鈴木昭典 [37] 302ページ。

皇の聖断を仰ぎ、同意を得た後、GHQ案を受け入れたのである。GHQ案の原文が英語であつたので、政府は翻譯に著手し、さらにその翻譯と原文の照合・修正がGHQ内で徹夜で行はれた後、3月5日の閣議で憲法草案が了承された<sup>32)</sup>。

芦田は、このとき幣原首相が次のやうに述べたと日記に書いてゐる。

「斯る憲法草案を受諾することは極めて重大の責任であり、恐らく子々孫々に至る迄の責任である。この案を発表すれば一部の者は喝采するであらうが、又一部の者は沈黙を守るであらうけれども心中深く吾々の態度に對して憤激するに違ひない。然し今日の場合、大局の上からこの外に行くべき途はない。」

(進藤榮一・下河辺元春 [36] 90-91ページ)

これを聞いて芦田は涙したといふ。そして松本案から急轉直下、3月6日に政府の「憲法改正草案要綱」が発表された。佐々木惣一はこの間の経緯について「〔松本委員會は〕昭和21年2月始に至り、漸くその試案を決定して上奏したと傳へられた。右の憲法改正試案が、その後如何に取扱はれたか、これについては世間に何等の消息も傳はらなかつたが、3月6日に至り、政府は、突如、「憲法改正草案要綱」を発表した。その内容は、前記政府の決定上奏した試案として傳へられたものとは、似ても似つかぬ、根本的に全く異なる

32) この経緯について佐藤は次のやうに述べてゐる。

「この〔マッカーサー〕草案の内容は、明治憲法にくらべてあまりに飛躍的であり、ことに天皇の地位の根本的な変革については、當時の“國體護持”的感情からいつて政府としては容易に受け入れ難いものがあつた。さういふことから、政府はその扱いに苦しみ、總司令部側の譲歩を求めるためにたびたび交渉したが、その目的を達することができず、つひに、2月26日の閣議において總司令部の要求に應ずることになつた。かくして、マックアーサー草案に準據する新しい政府案が起草され、3月4日に總司令部に提出された。そこで、ただちにその英譯が行はれ、ひきつづき、その夜から翌5日の午後まで、日本側も加はつて徹夜の審議が行はれた。その審議は、各條について、政府案とマックアーサー草案とをひき比べながら進められたが、部分的には日本側の主張の認められたところもあり、また、その席上で代案が作られたものも少なくなかつた。かくしてえられた成案は、ただちに閣議に付せられ、さらに5日の夜を徹して要綱化されて、6日に『憲法改正草案要綱』として内閣から発表された。」

佐藤達夫 [30] 4ページ。

つたものであつた」と書いてゐる<sup>33)</sup>。その當時でも、「從來政府案トシテ巷間ニ傳ヘラレテ居ツタモノト懸隔餘リニ甚タシキ爲奇異ナル感情ヲ抱キ且ツ草案成立ノ經緯ニ關シテモ一種ノ好奇心トモ云フヘキモノヲ抱イテキル」と報告されてゐた<sup>34)</sup>。やはり多くの人が一種のをかしさを感じてゐたのである。

後の帝國議會の審議において、吉田首相は、この「懸隔」について次のやうに辯明してゐる。

「松本案ヲ見ラレテ、サウシテ新憲法ヲ御覽ニナルト如何ニモ其ノ懸隔ノ甚ダシイコトヲ御感ジニナリマセウガ、其ノ茲ニ至ツタ所以ハ、サウ云フ國際情勢ヲ考慮ニ入レテノコトデアリマス。此ノ點ハ各位ニ於カレテ深ク國際情勢ニ付テ御研究下サルコトヲ切望致シマス。」

(佐藤達夫 [33] 513ページ)

この中で、吉田自身、この「懸隔」の背後に國際的壓力があつたことを認めてゐる。

一方アメリカでは、3月6日に新憲法の草案要綱が發表されたとき、ボートンは次のやうな手紙を極東局長ジョン・カーター・ヴィンセントに送つてゐる。

「2月の初め、國務省は日本政府から提示された憲法草案入手できるかどうか政治顧問局に問ひ合はせた。私たちが受け取つた返答は、公表された草案などなく、憲法起草の仕事ははかどつてゐるが、何一つ確實なことは決定されてゐないといふ内容のものであつた。私の知る限り、ワシントンでは入手できる草案の完全原稿はないし、G H Qから陸軍省に何も提出されてゐない。

憲法改正草案が日本の報道陣に渡され、マッカーサー元帥による承認の聲明とともに發表されたといふ3月6日の東京からの報道は、極東委員會の付託権限に照らし合はせて、新憲法に對するマッカーサー元帥の立場に疑義を呈せざるをえないものであつた。マッカーサー元帥はかう言つたと傳へられてゐる。

33) 佐々木惣一 [29] 33-34ページ。

34) 外務省 1946年3月18日附 「憲法草案ニ關スル内外ノ反響（其ノ一）」  
佐藤達夫 [32] 203ページ。

「私が全面的な承認を與へた啓蒙的新憲法を日本國民に提示するといふ天皇および日本政府の決意を公表できることに大いなる満足を感じる」

昨日の極東委員會の定期會議では、この問題は討議されなかつた。そのときはまだ報道された記事が委員會のメンバーに届いてゐなかつたのである。」

(H・ポートン [52] 226ページ)

こゝから、G H Qが松本案を握りつぶしたこと、さらに國務省でもマッカーサーの獨走が問題になつてゐたことがわかる。このやうに日本政府も米國務省もマッカーサーのG H Q獨走に振り回されたのである。

### 議會における憲法審議

憲法制定議會（第90帝國議會）の選舉は1946年4月10日に行はれたが、新憲法の政府草案の全文が發表されたのは、選舉後の4月17日であつた。確かにこれに先立つて、3月6日に「憲法改正草案要綱」は發表されてゐた。これは内容的にはほぼ後の政府草案と同じであるが、條文化されてゐないものであつた。國民は、この不完全な「要綱」に基づいて投票を急きたてられたのである。古關は、この制憲議會選舉で憲法草案はあまり争點にならなかつたと述べてゐる<sup>35)</sup>。

發足直後の極東委員會も、1946年3月20日に、マッカーサーに對して、4月10日といふ選舉日程では、日本國民は草案を検討する時間が殆どないことから延期すべきだとする見解を述べてゐる<sup>36)</sup>。當時のG H Qには選舉日程を變へる権限があつた。4月10日の總選舉にしても、もともと1月20日に豫定されてゐたものをページの實施に伴ひ、延期させたのである。だがマッカーサーは、極東委員會の意見に全く耳を傾けようとはせず、不十分な情報のまゝ總選舉を行はせたのであつた<sup>37)</sup>。

35) 古關彰一 [27] 208-209ページ。

36) 古關彰一 [27] 227-228ページ。

37) この背景には、ページの評價の違ひもあつた。極東委員會は、G H Qが1946年1月4日に出した公職追放令 (SCAPIN-548・550) によるページの結果、多くの

さらにマッカーサーは、當初この憲法が日本政府によつて審議されることを意圖してゐなかつた。つまり原案通りに公布することを日本政府に強いてゐたのである。このやうな意圖であつたために、憲法草案要綱といふ不十分な案のもとで總選舉を行つたのである。これは松本國務相がこの憲法案は「政府トシテハ原案ヲ修正シ得ズ」、6月下旬に公布され、年末には施行されると樞密院で述べてゐたことからも明らかである<sup>38)</sup>。

なぜこれほどまでに憲法制定を急いだのかについて、吉田首相は樞密院での質問に答へて次のやうに述べてゐる。

「急ぐ理由については、マ元帥は内容はともかくだが時間が大切であり、いい憲法でも時機を失しては何もならない。2月26日の極東委員會の開會前後に發表したい、これは、日本が再軍備を企ててゐるとか、その民主化は偽装だとかいふやうな空氣を緩和するためにも必要だ、また日本に理事會も來る、その到著前にすべてを解決しておきたい・といつた。また、本國の輿論もどうかはるかも知れないし、他國軍が進駐することになるかも知れない。總選舉前に發表して選舉の題目にもしたい・といふことであつた。」

(佐藤達夫 [32] 423ページ)

---

總選舉候補者がページ指定を受けてゐる中で、民主勢力がこれに代替するには時間が足らないことを理由に、總選舉の延期を傳へたのであるが、マッカーサーは、逆に延期すれば、ページによって打撃を受けた保守勢力に回復の時間を與へると主張したのである。

H・ポートン [52] 231-232ページ。

- 38) 佐藤によると、松本は樞密院での審議の際、この案が修正できるのかといふ質問に對して次のやうに述べたといふ。

「すでに英文で發表してゐるし、政府としては實質を變更することはできない。議會の修正はなし得ると思ふ。原案に含まれない事項を付加する修正はできないといふ考へであるが、この案のやうに全文改正の場合には、原案があらゆる事項にわたつてゐるから、修正權は廣いこととなる。しかし、通常の事態ではないから、實際上どの程度修正できるかについては疑がある。」

佐藤達夫 [32] 387ページ。

さらにこの案の施行期日について松本は「5月中旬、議會の劈頭に提出し、6月中旬には両院を終へ、下旬に公布したい。さうなれば、今年末施行となる。しかし、來年になつても仕方はない」と答辯してゐる。

佐藤達夫 [32] 389ページ。

ここからも、GHQが極東委員會を意識してゐたことが分かる。さらに、審議を急ぐ理由について、以下のやうに説明してゐる。

「自分としては、日本はなるべく早く主權を回復して速やかに占領軍に引き揚げてもらふことが第一と思ふ。占領軍側の軍人やその家族にもかういつた聲は強い。G・H・Qは Go Home Quickly の略語だなどといふ者もある。それについては、日本は再軍備のおそれなく、また、民主化も徹底したといふ感じを早く世界に與へる必要がある。そのためには、これらのことと確立した根本法たる憲法が一刻も速やかに實現することが望ましいと考へてゐる。」

(佐藤達夫 [32] 424ページ)

つまり、占領状態を速やかに終はらせるためにも早急に憲法を制定する必要があるといふのである。

その後、極東委員會からの強い抗議によつて、憲法草案は議會で審議されることになつた<sup>39)</sup>。即ち、樞密院での審議の後、1946年6月20日に開かれた第90回帝國議會に上程された。このときの憲法改正案には、以下のやうな天皇の勅書が附けられてゐる。

「朕は、國民の至高の總意に基づいて基本的人權を尊重し、國民の自由の福祉を永久に確保し、民主主義的傾向の強化に対する一切の障害を除去し、進んで戰争を拠棄して、世界永遠の平和を希求し、これより國家再建の礎を固めるために、國民の自由に表明した意思による憲法の全面的改正を意圖し、ここに帝國憲法第73條によつて、帝國憲法の改正案を帝國議會の議に附する。」

(佐藤達夫 [32] 420-421ページ)

これによつて、形式上天皇が大日本帝國憲法の改正手続きに従つて憲法改正を發議されたことになつた。この勅書の中には、憲法案やポツダム宣言の文言が含まれてゐることが見て取れる。

帝國議會開會に伴つて、6月21日にはマッカーサーが憲法審議についての

---

39) 古關彰一 [27] 247-248ページ。

聲明を發表する。その中で、彼は三つの原則を示した。即ち、①憲法の規定を討議するための十分な時間と機會が與へられること、②新憲法が大日本帝國憲法と完全な繼續性が保障されること、③この憲法の採擇が日本國民の自由なる意思を表明することを示すべきであること、である<sup>40)</sup>。そしてこの憲法の内容について十分審議を盡くすやうに求めたのであつた。

ところが、衆議院での審議の中で、片山哲が「民主主義、平和主義ニ更ニ徹底セシムルト云フ趣旨デアリマスルナラバ、相當廣範圍ニ修正サレナケレバナラナイト思フノデアリマス(拍手)。政府ハ之ニ應ズルノ用意アリヤ否ヤ」と憲法案の大幅修正を求めたのに對して、吉田首相は、「憲法改正案ニ對シマシテハ、理論的ニハ廣ク議會ニ於テ修正權ヲ認メラレテ居ルコトハ勿論デアリマス。併シ此ノ憲法草案ニ付キマシテハ、政府ハ内外ノ各種ノ事態ヲ考慮ニ入レマシテ、慎重審議茲ニ至ツタモノデアリマス。隨テ各位ニ於カレテモ、現在ノ國際状況及ビ國內ノ事情等ヲ能ク御判断下サツテ、慎重ニ修正ナリ考慮ヲシテ戴キタイモノダト考ヘマス」と答辯したのである<sup>41)</sup>。

これは、猪木によると次のやうな意味を持つてゐた。

「“日本國憲法草案”ができあがるまでの過程をふり返れば、さきにもふれたやうに憲法改正案は國際條約案に似た性格を持つてゐる。わが國を國際社會に復歸させるための條件をととのへるのが、憲法改正の目的であつた。社會黨や共産黨などの野黨はもちろん、與黨の自由黨や進歩黨も、それぞれ違つた立場から憲法改正案には不満を持つてゐる。國際條約案に近い性質の憲法改正案が大幅に修正できないことは、一部の議員には理解できなかつた。また假に理解していても、やはり議會で修正の可能性を確かめる必要があると考へたのであらう。そこで、吉田首相は右のやうな答辯を行はなければならなかつたのである。」

(猪木正道 [6] 第四卷 109ページ)

こゝで猪木は、新憲法が「國際條約」的な性格を持つものであることを強調する。すなはち新憲法制定は、ポツダム宣言受諾に基づいて發生した日本

40) 佐藤達夫 [33] 495-496ページ。

41) 佐藤達夫 [33] 498ページ。

政府の責務なのである。その意味ですでに日本には自主決定権はないことになる。つまり憲法制定自體が他律的なのである。そしてその内容についても他律的に決定されており、マッカーサーの聲明にもかゝらず、審議はできても、修正には大きな制約が課されてゐたのである。この意味で、マッカーサー声明は欺瞞に満ちたものであった。吉田は後年、新憲法が押しつけではなかつたとしきりに強調してゐるが、その彼自身、憲法公布直後、高知の酒席で「新憲法たなのだるまも面赤し——素淮」といふ川柳を詠み、新憲法に對する不満をぶちまけてゐる<sup>42)</sup>。ちなみに「素淮」とは吉田茂のイニシャル S・Y をもじつた彼の雅號である。だが大局的見地からこの憲法を制定したとはいふものの<sup>43)</sup>、その眞の目的である早期講和は、結局は實現しなかつた。その意味で吉田のもくろみは見事に外れてしまつたのであつた。

### 自衛権問題の根源

占領下において實行された民主化のための諸改革の多くは、憲法すら強制できる聯合軍によつて「超憲法的に」なされたのであり、皮肉を込めて言へば、なにも憲法を變へなくても、つまり從前の大日本帝國憲法のもとでも、民主改革を實行することは可能であつた。ではなぜわざ々大日本帝國憲法を廃棄し、別の憲法を作らねばならなかつたのか。先程も述べたやうに、大日本帝國憲法でも、民主主義を強化することもでき、基本的人權をより明確に規定するやうに改正できたはずである。また何よりもをかしいのは、このやうに憲法を制定したときのわが國は、自決権のない状態におかれてゐたこ

42) 猪木正道〔6〕第四巻 129ページ。

43) 後日、吉田茂は憲法制定の意圖について次のやうに回想してゐる。

「事實、次に述べる憲法改正要綱の發表は、政府として十分納得し満足すべきものとしてなされたわけではなかつた。端的にいって、憲法改正の要請に應じた方が、大局上有利なりと、わが政府において判断したのである。當時の連合國との關係において、わが國として當面の急務は、講和條約を締結し、獨立、主權を回復することであり、これがためには、一日も早く民主國家、平和國家たるの實を内外に表明し、その信賴を獲得する必要があつたのである。」

吉田茂〔62〕30ページ。

とである。主権を否定された國民が、國民主権を原理とする全く新しい日本國憲法を制定したのであつた。

日本國憲法制定が、一應大日本帝國憲法の改正の手續きをとつてゐるものゝ、兩者の間には斷絶といつてよいほどの違ひがあり、特に主権者が天皇から國民に移ることで「國體」すらも變化したと言ふことができる。このため、實質的には大日本帝國憲法は破棄され、新たに日本國憲法が成立したと言ふ主張もしばゞなされてきた<sup>44)</sup>。だがそのやうな革命的な變革が主権のない國家においてなされたことは大きな矛盾であるといはざるをえない。このやうな矛盾がなぜ生じたのか。その原因もまたポツダム宣言にある。

日本降伏後の占領軍の政策は、ポツダム宣言に明記されており、それは縮約されて3D政策（非軍事化、民主化、非集中化）と呼ばれてゐる。これは戦争直後において、聯合國としては、日本が再び戦争を引き起こすことのないやうに、日本の政治・經濟・社會體制を變革することが占領の目的であつたことを表してゐる<sup>45)</sup>。このことは、米國の「初期對日基本政策」に「日本

44) 憲法改正の限界について芦部は次のやうに書いてゐる。

「全部を改正する権力であると一部を改正する権力であるとをとはず、憲法改正権は、制度化された制憲権として始源的制憲権の意思に従屬する。この結果、憲法によつて創設された改正権が、國民の制憲権を憲法的に確認した國民主権の原理を否定することは、自己の権力の基礎を破壊する自殺行爲であり権力の篡奪であつて、法論的に不可能といふほかはなからう。かりにこのやうな改正が事實上行はれたとすれば、憲法の連續性・同一性は失はれることになり、法的には革命と考へられる。」

芦部信喜『憲法制定権力』東京大學出版會 1983年 51ページ。

このやうに芦部自身は、憲法の改正については限界説をとるのだが、他方で「限界説をとる以上は、改正の限界を越えてなされた舊憲法から日本國憲法への改正は不法であり、無効である」といふ大石義雄説に對し、「現行憲法は、法的にいへば、いはゆる八月革命により制憲権を獲得した國民が、それを發動して制定した新憲法である。…しかし、新憲法の内容は、國民の制憲行爲の所産にふさはしい正當性の要件を充足するものである。さうだとすれば、八月革命といふ事實と、この正當性および一般國民の憲法に對する規範意識をあはせて考へると、現行憲法が妥當性（有效性）をもつものだとみるべきことは、疑ひをいれない」と述べてゐる。だがこのやうな主張が歴史的事實に相違することは本論で述べた通りである。

芦部信喜〔2〕 114-115ページ。

が再び米國または世界の平和と安全の脅威とならぬやう」にすることが占領目的であると明記されてゐるとほりである<sup>46)</sup>。

このやうな政策が打ち出された背景には、第一次大戦の戦後處理の失敗が第二次大戦を招いたといふ反省がある<sup>47)</sup>。だからこそ、ローズベルトは日獨に對して「無條件降伏」を求め、敗戦國を軍事占領し、國家・社會を徹底的に變革することで、戰爭の芽を摘まうとしたのである。

ポツダム宣言第6項では、軍國主義勢力の除去が、第9項では軍隊の解體が、さらに第11項では、「日本國は、其の經濟を支持し、且公正なる實物賠償の取り立てを可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し、日本國をして戰争の爲再軍備を爲すことを得しむるが如き産業は、此の限りに在らず。……」とあることから、日本の再軍備はポツダム宣言で許されてゐなかつたと解釋できる。すなはち、降伏條件として、軍隊の一時的な解體が要求されてゐるのではなく、日本が再び軍隊をもつことは永遠に禁止されてゐたのである。つまりポツダム宣言の目的達成のためには、社會存立の基盤である「自衛權」は否定されても致し方ないといふことである。これは占領自體が、「對日膺懲政策」であつたことを意味する。ポツダム宣言をこのやうに解釋すれば、その現實性はともあれ、日本に自衛權は認められないことは

45) GHQ正史でも、日本を平和國家とするために、軍隊の解體だけでなく、軍國主義的な要素をすべて除去する必要があつたと述べられてゐる。

GHQ/SCAP [64] 2ページ。

46) 児島襄 [25] 19ページ。

47) この點について、五百旗頭は次のやうに述べてゐる。

「第二次大戦期の米國民にとつては、両大戦間の時代、特に大恐慌に續く世界のブロック化、そして冒險的な挑戦國に對する宥和主義的對應の苦い失敗、等がもつとも身近な共同體験であつた。しかしながら、特に戦後計畫に携はる人々にとつては、第一次大戦の戦後處理が、ほとんど唯一の實驗データであつた。それがどれほど重視されたかは、いくら強調してもしすぎることはない。第一次大戦の經驗こそ、第二次大戦中の經過のほとんどすべての出發點であり、イマジネーションの源泉であつた。ただその先例を、良きものとして肯定的に使うのではなく、失敗に終はつた1930年代といふ負の契機を通して、「あの誤りを二度と繰り返してはならない」と、否定的な歴史の教訓として、多く用いたのである。」

五百旗頭眞 [3] 28ページ。

明らかなのである。

これはそれまで熾烈な戦争を戦つてゐた当事國として、相手の武装解除を行ふのは當然であつたからであるが、これが長期的な視野に立つて構想されたものではないことは明らかである。それは爾後の歴史的事実が證明するところである。一國存立の根幹となる安全保障の問題を等閑視し、ひたすら武装解除を行つたのが初期対日方針であつた。ところが、事態が第二次大戦から冷戦に移り變はることによつて、このやうな方針がナンセンスであることが明白になる。だが、憲法が起草された時點ではそのことはまだ認識されてゐなかつた。後に、日本の安全保障の枠組をどうするかで、アメリカ國防省と國務省の意見が對立し、それが早期講和への障害となり、対日占領が必要に長引く原因となつた。

憲法のアウトラインを定めたマッカーサー・ノートを見ても、自衛権は明確に否定されてゐた。従つて、後に自衛権を容認する憲法解釋が生まれてきたが、それはあくまでも便宜上の苦肉の策であり、憲法本來の解釋からは自衛権などどこからも出てこないのである<sup>48)</sup>。

『初期の基本指令』の中にも、マッカーサーに對して、「占領終了後日本の再軍備を防止する統制を立案し、かつ、統合參謀本部に勧告すること」といふ條項があり<sup>49)</sup>、マッカーサーはそれに従つて、指令を出したと考へられる。またこの條項を挿入することにより、ソ聯をはじめとする他の聯合諸國からの反対を封じ込める意圖も働いてゐたであらう。それ故、戦争拠棄條項は、松本試案をはじめとする官民の憲法草案には存在しなかつたにもかゝらず、GHQの強い意図で挿入されたのである。

外相公邸で吉田たちがマッカーサー草案を突きつけられたのち、幣原首相は2月21日、マッカーサーを訪ねる。芦田は、そのときマッカーサーは次のやうに述べたと傳へてゐる。

48) この點については、すでに望月和彦 [60] で論じた。

49) 佐藤達夫 [30] 103ページ。

「軍に関する規定を全部削除したが、此際日本政府は國內の意嚮よりも外國の思惑を考へる可きであつて、若し軍に関する條項を保存するならば、諸外國は何と言ふだらうか。又々日本は軍備の復旧を企てると考へるに極つてゐる。

日本のために圖るに寧ろ第二章（「戦争の拠棄」）の如く國策遂行の爲めにする戦争を拠棄すると聲明して、日本が Moral Leadership を握るべきだと思ふ」。

これに對して、幣原が「Leadership と言はれるが、恐らく誰も follower とならないであらう」と答へたところ、マッカーサーは、「follower が無くても日本は失ふ處はない。之を支持しないのは、しない者が悪いのである。…此際は先づ諸外國の Reaction に留意すべきであつて、米國案を認容しなければ日本は絶好の chance を失ふであらう」と述べた<sup>50)</sup>。はやこの時點で、日本は、諸外國の思惑を右顧左眄するやうに運命づけられたのである。

後にマッカーサーは、戦争拠棄條項は、當時の幣原首相の發案であつたと主張したが、その幣原内閣によつて承認された松本試案にこの條項が含まれなかつたことから見ても、マッカーサーの主張には信憑性はない。當時の状況から見て、戦争拠棄條項がマッカーサー自身の意嚮であつたことは明らかであり、それはあくまでもポツダム宣言の精神に沿つたものであつた<sup>51)</sup>。ところがこの條項が冷戦勃發後、政治的に問題となつたため、マッカーサーはその責任を回避するためにこのやうな主張を行つたのだと考へられる。

この戦争拠棄條項が當時の政治家や日本國民の意思ではなかつたことは明らかである。その背後には、これを受け入れなければ、憲法制定を初めとする戦後體制の再編成に、ソ聯の意嚮を強く反映した極東委員會の影響力が強まり、それは天皇の戦争責任追及にまで至る可能性があるといふ、G H Q當

50) 進藤榮一・下河辺元春 [36] 79ページ。

51) この戦争拠棄のアイデアを最初に出したのは、ケーディスとホイットニー兩人であると云ふ説もある。

竹前榮治 [41] 166-167ページ。

局の「脅し」があつたといはれる<sup>52)</sup>。

天皇制の廃止の可能性は、ある時點までは存在してゐたと考へてよい。イタリアでは、1946年5月9日にヴィットーリオ＝エマヌエーレ3世が退位し、ウンベルト2世が即位した直後、6月2日には、國民投票で王制廃止が決定され、ウンベルト2世が退位し、共和制が宣言されてゐる。さらに1945年11月30日に、統合參謀本部はマッカーサーに對して、天皇は戰犯として起訴されることを免れないと傳へてゐた<sup>53)</sup>。このやうにある時點までは、日本がイタリアと同じ運命をたどらなかつたといふ保證はどこにもなかつたのである。

天皇の取り扱いについては、アメリカ自身の方針が搖らいでゐた。もともとポツダム宣言の原案では天皇制を認める文言が含まれてゐたが、アメリカが原爆開発に成功したことを受け、この部分は正式のポツダム宣言から削除されてしまった<sup>54)</sup>。このため、國體護持に執著する日本政府はこれを「黙殺」するという舉に出ることとなり、原爆投下、ソ聯の參戰といふ事態を招いたといふ苦い経験をもつてゐる。

大戦終結後も、アメリカ政府として天皇制存廢に關して明確な方針を出した譯ではない。G H Qが近衛文麿に憲法改正を依頼してゐた時期に、國務省は近衛と接觸してゐたG H Qのエマーソン（J.K.Emmerson）に對して天皇制容認を含む指令を出してゐた<sup>55)</sup>。またアチソンが近衛に示した私案でも、

52) 例へば、山本祐司 [61] 64ページ。

53) 佐藤達夫 [32] 55ページ。

54) 竹前榮治 [41] 80ページ。

55) 國務長官からの訓令の内容は次のやうなものであつた。

「この問題に關する省内關係者の態度をとりまとめると次のごとくである。

日本の憲法が廣範な代表を選ぶ選舉権に基づき、選舉民に責任を有する政府を規定するやう改正することが保障されなければならない。統治の執行部門は選舉民からその權限を發し、かつ選舉民と完全な代議制に基づく立法府とに責任を有するやうな規定が設けられるべきである。もし天皇制が殘されない場合は天皇制に對する憲法上の規制は明らかに不必要であろうが、その場合においても次の諸點が必要である。

(1)財政と豫算にたいする議會の完全な統制。

(2)日本人民のみならず、日本の支配下にあるあらゆる人民にたいする基本的人權

國民主權も天皇制の廃止も含まれてゐなかつた<sup>56)</sup>。SWNCC228 でも天皇制の存廢についてはその兩方の可能性を考慮して書かれてゐた。

他方、天皇自身は、1945年9月27日のマッカーサーとの會見の席上、全ての責任を負ふと言明してゐた。ついで1946年元旦には、天皇の「人間宣言」が出され、天皇の神格が否定された。即ち「朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト傳説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現人神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有スルノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ」と天皇自ら、その神格を否定したのである。これは國體護持のためのひとつのステップであつたと考へることができる。そしてこれに對するマッカーサーの聲明も「天皇はその詔書に聲明せるところにより、日本國民の民主化に指導的な役割を果さんとしてゐる」と歓迎したのであつた<sup>57)</sup>。

マーク・ゲインによれば、マッカーサー・ノートをめぐるGHQ内部の議論の中で「主權は國民に歸属せしめられ、天皇は國家の象徴と記述されること」は、天皇は戦犯として訴追されないことを意味するのではないかといふ質問に對して、ホイットニーは「天皇が聯合國に對してなしたあらゆる奉仕

の保障。

(3)國家元首の行爲は、明白に委任された權限にのみ従うこと。

もし、天皇制が殘された場合、右に上げたものに加へて以下の規制が必要とならう。

(1)天皇に勸告と助言を行ふ内閣は、代議制に基づく立法府の助言と同意によって選ばれ、かつ立法府に責任を負ふ。

(2)立法機關にたいする拒否権は、貴族院、樞密院のごとき他の機關によつて行使されない。

(3)天皇は内閣が提案し、議會が承認した憲法の改正を發議する。

(4)立法府は自らの意思で開會することが認められる。

(5)將來認められると思はれる軍のいかなる大臣も文官でなくてはならず、軍人が天皇に直接上奏する特權は除去される。」

古關彰一 [27] 31-32ページ。

56) 細川護貞 [53] 449ページ。

57) 佐藤達夫 [31] 885ページ。

にもかかわらず、もし戦犯として裁判に附せられるのだとしたら、私はそれは信義へのはなはだしい裏切りだと考へる」と述べたといふ<sup>58)</sup>。つまりG H Q憲法制定の前提條件としてすでに天皇の不訴追が決定されてゐた。事實マッカーサーは、憲法作成に取りかかる直前の1946年1月25日に、アイゼンハワー陸軍参謀總長に對し、天皇を裁判にかけることに反対する旨の電報を打つてゐる<sup>59)</sup>。

從つて、憲法9條と天皇の不訴追をバーターしたといふのは、ありえないことではないが、この提案自體が占領軍にとつても大きな賭けであつたには違ひない。天皇を裁判にかけたり、天皇制を廢止するやうなことをすれば、國內に大騒亂が起り、共産革命の危険が高まつて、これを抑へるために「少なくとも百萬人の軍隊と數十萬人の行政官と戰時補給體制の確立を必要とする<sup>60)</sup>」といふリスクを考慮しなければならなかつた。大統領選を意識してゐたマッカーサーにとってそれは避けねば避けたいリスクであつたに相違ない。だが他方で、國體護持を絶對條件としてゐた日本政府は、天皇の安全と引き換へに戦争拋棄を受諾するやうに追ひつめられたのである。さらに、自らの保身に汲々としてゐた政治家達が、自らの地位保證と引き換へに、この憲法を受け入れたのであった。

このやうにして我が國は、國家・社會の存立基盤である自衛權すら奪はれることとなつた。我々はこの憲法が存在する限り、自主獨立はありえず、永遠に他國に従屬することを運命づけられたのである。

### 主權のない「主權者」

以上の經緯によつて、日本國憲法はマッカーサーから日本政府に押付けられた。護憲論者から「不磨の大典」扱ひされ、まさに「神聖ニシテ冒スヘカ

58) マーク・ゲイン [23] 207ページ。1946年2月26日附の日記。

59) 佐藤達夫 [32] 55ページ。

60) 既に觸れた1946年1月25日付のアイゼンハワーへのマッカーサーからの電報。

竹前榮治 [41] 164ページ。

ラス」的存在となつてゐる現行憲法のもととなつたG H Q案はわが國の國情に疎いアメリカ人スタッフによつてわづか9日間で仕上げられたものなのである。そして占領軍はこの草案を日本政府に對して單に「示唆」したのではない。後に日本政府がこのG H Q案の邦譯を持ってきたとき、細部にわたつてその内容をチェックしてゐる。そしてこのチェックはかうしてできた政府案が國會審議にかけられたときまで續いてゐた。この經緯を考慮すれば、これが押しつけでなかつたと言ひ切ることはできない。單にいくつかの部分で日本側の主張が通つたからこれは押しつけではないといふ議論は「詭辯」に過ぎない。

もとより、占領状態といふ異常な状況の下で制定された法律は立法行爲として致命的な瑕疵があるといはざるをえない<sup>61)</sup>。マーク・ゲインは、この憲法制定について次のやうに批判してゐる。

「このアメリカ製日本憲法は、それ自身悪い憲法ではない。日本の役人どもの不誠實にもかかはらず、それは人民に主權を賦與し、人民の自由を保證し、政府の行爲を抑制する道も規定してゐる。

悪いのは——根本的に悪いのは——この憲法が日本の國民大衆の中から自然に發生したものではないといふことだ。それは日本政府につかませた外國製憲法で、そのうえ高等學校の生徒でさへちよつと讀んだだけで外國製だといふことに感づくのに、國產品と稱して國民に提供されたのだ。」

(マーク・ゲイン [23] 210ページ)

わが國の徹底的な民主化を推進しようとしたニューディーラーたちを熱烈に支持したゲインすら、國家の基本法である憲法を押しつけたことに對して、

61) 外國の憲法の中には、占領下における憲法改正を無効とする條項を明記してゐるところもある。例へば、フランス第五共和國憲法第89條第4項では、「いかなる改正手續きも、領土が侵害されてゐるときは、これに著手したり、または繼續したりしてはならない」とある。また同條第5項には、「共和政體は、改正の對象とはならない。」とあり、國體の變更は憲法改正によつても不可能であることが明記されてゐる。

そして押しつけられた事實を隠蔽し、あたかもこれが自ら制定したものであるかのやうに装つたことに對して、このやうに辛辣に批判してゐるのである。

吉田首相は、帝國議會の審議において、吉田安議員の日本は獨立國なりや否やといふ質問に對して、獨立國であると答へ、ただし統治權の行使が聯合國最高司令官の權限によつて制約されてゐるだけだと述べたが<sup>62)</sup>、それが大きな嘘であることはその當時の状況から見て明らかである。占領軍によつて主權を奪われ、外交權を奪はれた國を獨立國と呼ぶことはできない。そして新憲法が日本の獨立回復のための手段であることを吉田自身が後に認めてゐるのである<sup>63)</sup>。

このやうに見れば、日本國憲法の成立状況は大變異常なものであつたことが分かる。憲法は通常の場合では、その國の最高法規であるが、その國に主權がない場合では、當然ながら憲法であつても占領軍の命令が優先することになる。占領下の日本の最高法規は憲法ではなく、當初は占領軍總司令部、後には極東軍事委員會の決定であつた<sup>64)</sup>。日本國憲法の場合、現在でも、最高法規の章で憲法とともに國際條約も最高法規とされており、憲法と條約の優劣は明確に規定されてゐない<sup>65)</sup>。これもまた日本國憲法が他律的であるとの證左となつてゐる。この憲法第98條第2項は、當初の憲法案にはなく、國會での審議の過程で外務省の發案で付け加へられたものだが、これが聯合國の利害に沿つたものであることは明らかである。

62) 佐藤達夫 [33] 526ページ。

63) すでに引用した、吉田茂 [62] 30ページの文章参照。

64) 例へば、1945年の第89回臨時帝國議會の法案決定プロセスは次のやうなものであつた。

①總司令部への事前提示→②議場での米軍將校の審議監視→③通過後の總司令部の承認→④天皇の裁可→⑤公布  
児島襄 [26] 第一卷 70ページ。

65) 1946年10月の樞密院での審議の際、金森大臣は、委員から出された憲法に違反した條約でも遵守すべきなのかといふ質問に對して、これは過去に顧みて條約は特に尊重すべきことを強調したもので、法律的な意味については今後の學問的解釋に待つと答へ、明確な答辯を避けたのである。

佐藤達夫 [33] 1003ページ。

占領下の日本では、それがあからさまになつてゐた。その證據に、日本國憲法では、検閲は禁止されてゐるにもかかはらず、占領軍が厳しい検閲を行つてゐたのは周知の事實である。また武力行使は禁じられてゐるにもかかはらず、朝鮮戰爭では、日本は元山沖の機雷掃海に從事し、死者すら出してゐる。

また占領軍は憲法解釋でも最高決定権を有してゐた。例へば、衆議院の解散について、占領軍は憲法第69條以外の解散を認めなかつた。第二次吉田内閣の時、少數與黨状態を解消するために、吉田は衆議院の解散を行はうとするが、野黨及びG H Qは不信任決議のない解散を認めず、その結果、野黨側から不信任を決議させ、それを可決させた上で解散を行ふのである。これが世に言ふ「馴れ合ひ解散」である。だが、日本が獨立を回復した後、吉田は誰に氣兼ねすることなく、不信任決議なしに、憲法第7條にもとづく解散、すなはち「抜き打ち解散」を行ふのである<sup>66)</sup>。

さらに占領中行はれたページ（公職追放）は、明白な憲法違反である。しかしながら、憲法でその獨立が定められてゐる司法權もG H Qの命令の下にあつた。例へば、昭和23年2月、平野力三前農相が彼自身の公職追放處分に對して東京地裁に追放停止假處分を申請し、同地裁が平野前農相の主張を認めて假處分を決定し、政府に通告した事件で、裁判所の管轄をめぐつて政府と地裁が對立したが、結局は、G H Qが最高裁判所に對し、「最高司令官はページ指令の實行を首相に委任してゐるが、「介入する固有の權利」は保留してをり、裁判所はページに關する裁判權を持たない」と通告することで決著がついたのである<sup>67)</sup>。この件に關して民政局次長C・ホイットニー准將はその談話の中で、「日本政府は總司令部が決定するいかなる措置にも従はねばならない。追放令は裁判所の解釋の外にある」と述べ、司法權もG H Qの命令に従はねばならないことを明らかにしたのである。これに従つて最高裁判所は、

66) 吉田茂 [62] 58ページ。

67) この事件については、例へば、山本祐司 [61] 128-135ページ参照。

東京地裁の假處分の無効を宣言した<sup>68)</sup>。即ち、占領期においては、G H Qは「超憲法的」存在であった。

芦部は、憲法的決斷が真正の制憲権の決断として憲法の基礎となるための條件を三つあげている。即ち、その決断が少數の者によるのではないこと、被治者の参加、充分な熟慮即ち言論・集會の自由の下での決断である<sup>69)</sup>。芦部自身は現行憲法の制定は合法的だとしてゐるが、芦部によるこの三つの基準に照せば、現行憲法は真正な憲法的決断によつて定められたものではないことになる。即ち、現行憲法の作成が日本國民とは關係のない密室の中で行はれ、本質的な修正が許されないまゝ形式的に國會の審議にかけられたことは既に述べた。この事は先の三つの條件のうち最初の二つが満されてゐないことを示す。では三番目の條件についてはどうだらうか。當時の日本に自由な言論があつたのか。現實は正に逆である。當時の日本はパージの嵐が吹き荒れ、厳しい検閲が行はれてゐた。

パージは、ポツダム宣言第6項の「日本國國民を欺瞞し、之をして世界征服の舉に出づるの過誤を犯さしめたる者の權力及び勢力は、永久に除去せられざるべからず」に基づいて實行された。パージの対象となつたのは以下の人々である。

- A 戰爭犯罪人
- B 職業陸海軍職員、陸海軍省の特別警察職員および官吏
- C 超國家主義的、暴力主義的、祕密愛國的團體の有力分子
- D 大政翼贊會、翼贊政治會、大日本政治會の活動における有力分子
- E 日本の膨脹に關係した金融機關および財界
- F 占領地の行政官
- G その他の軍國主義者および超國家主義者

特に最後のG項により、占領軍は恣意的にパージ対象を擴大することがで

68) 児島襄 [26] 第一卷 456-457ページ。

69) 芦部信喜 [2] 42ページ。

きた<sup>70)</sup>。占領軍によるページは、1945年10月に約6000人の特高や司法省の思想統制關係者の罷免を中心とするいはゆる特高ページを嚆矢とし、さらに、翌46年2月からは、7000人に及ぶ軍國主義的教員の追放が始まり、そして日本國憲法が國民に發表される直前の2月28日には第一次公職追放が開始された。このページによつて、新憲法審議時には多くの保守派政治家は國會から追放されてゐたのである。さらに47年1月には擴大公職追放令が出され、ページが地方・經濟・言論（文化）の領域に擴大されたのである。これらのページによって総計20萬8778人が公職から追放されたのであつた<sup>71)</sup>。このやうに、新憲法が施行されるまでの時期は公職追放の嵐が吹き荒れた時期と重なつてゐる。

また占領中は占領軍による検閲が行はれてゐた。検閲は、新聞、雑誌、放送から個人の信書に至る廣い範圍に亘つて行はれてゐた。當時の検閲で、次のやうな項目は發行禁止處分にされてゐた。

- 一. SCAP（聯合軍最高司令官または聯合國軍總指令部）批判
- 二. 極東軍事裁判批判
- 三. SCAP が憲法を起草したことに對する批判
- 四. 検閲制度への言及（以下略）<sup>72)</sup>

占領軍による検閲は、第四項目に見るやうに、検閲制度の存在自體を祕匿するといふ陰濕なものであつた。戦後日本で、憲法論議がながらくタブーとされたのはこの検閲制度のためである。このやうな検閲とページの壓力にさらされた状況では「物言へば唇寒し」となるのは當然の成り行きである。當時の日本に自由な言論があつたといふことは到底できない。

また國民の多くは敗戦後の未曾有の社會的混亂からくる生活苦にあへいでゐた。1946年5月には「飯米獲得人民大會」いはゆる「食糧メーテー」が開

70) 増田弘 [55] 7-8ページ。

71) 増田弘 [55] 17ページ。

72) 江藤淳 [14] 17-18ページ。

かれ、人々の關心は政治ではなく食べ物に向いてゐた。細川護貞も1946年7月25日の日記に「最近、無意味なること。一、憲法論議。二、東京裁判。」と書いてゐる<sup>73)</sup>。このやうな社會状況で、國家の根本法規である憲法が制定されていつたのである。

### 「押しつけ」の是非

このやうに日本國憲法は、ポツダム宣言に基づくといふ形を取りながらも、占領軍により、日本國民の意思とは関わりなく押しつけられたものであつた。だがこの主張に對しては、批判も多い。批判の多くは、たとへ日本國憲法が押しつけられたものではあっても、そのもともとの原因が日本による軍事侵略にあり、そしてその結果できた日本國憲法を戦後50年以上にわたつて守つてきたことから、現在の憲法は國民に浸透してをり十分な支持を得てゐるといふものである。つまり日本國憲法を既成事實として認めよといふ論法である。

例へば、加藤は最初は押しつけられた憲法ではあるが、それが熱狂的に受け入れられたといふ事實を一種のねぢれとして捉へ、その結果、「わたし達は、最初からこの平和憲法を實質的には自分で欲したのだと考へるか、最初からこの平和憲法を欲してゐないし、いまも欲してゐないと考へるしかなくなる」と述べてゐる<sup>74)</sup>。つまりこゝで加藤は私たちに二者擇一を迫り、憲法改定自體を否定してゐるのである。これは明らかに現行憲法を不磨の大典として自己欺瞞を迫る一種のドグマであるといはざるをえない。

このやうな日本憲法定著論は、法理論としては許容できない。制定經緯の重大な瑕疵を無視して、既成事實が法を構成するといふのなら道義や法理は必要なくなる。民主主義を規定する憲法が民主的手續きを踏まずしてできあがつたといふ事實は、正當な手續きをその中心的價値とする民主主義の精神

73) 細川護貞 [53] 483ページ。

74) 加藤典洋 [18] 22ページ。

に完全に反してゐる。

また日本國憲法に描かれた理念自體は先進的であり、優れたものであるといふ理由から擁護しようとするものもある。彼らによれば、G H Qの提案した憲法は当時の日本國民の壓倒的支持を得てをり、それ故に、もしこのG H Q草案を日本政府が受け入れない場合には、「總司令部(G H Q)案を公表し、日本國民に直接訴へる」といふ強硬手段をとると脅かすことができたのだといふのである<sup>75)</sup>。つまりかうすれば、日本政府の面目は丸つぶれになつてしまふだらうといふのである。もちろん、当時のG H Qの権力をもつてすれば、この憲法草案をG H Qからのものとして日本國民に無理矢理押しつけることは可能であつたらう。

だが、事實として、全能の存在であるはずのG H Qは、自ら憲法草案を國民に發表することなく、秘密裏に政府に押しつけ、その事實をその後もひた隠しにしたのである。日本國憲法が占領軍によつて作られた事實は検閲によつて特に秘せられてゐた。憲法に対する批判は検閲の対象であつた。なぜこのことを隠さねばならなかつたのか。先に觸れた「日本の統治體制の改革」と題された SWNCC228 には次のやうな文章が含まれてゐた。

「最高司令官がさきに列擧した諸改革の實施を日本政府に命令するのは、最後の手段としての場合に限られなければならない。といふのは、前記諸改革が聯合國によつて強要されたものであることを日本國民が知れば、日本國民が將來ともそれらを受け入れ、支持する可能性は著しくうするであらうからである<sup>76)</sup>。」

この文章に反映されてゐるアメリカの判断は、常識的とも言へる。アメリカ自身、自ら日本に憲法を押しつけることのをかしきに氣づいてゐたのである。もしかりに、これが当時の日本人の意嚮を反映したものであると強辯してみても、それが民主的なプロセスによつて制定されたのではないといふ事

75) 中村政則 [46] 24ページ。

76) 古關彰一 [27] 111ページ。

實は殘る<sup>77)</sup>。だからこそ、いくら内容が優れてゐると考へても、新憲法が占領軍によつて押しつけられた事實をその後も言論統制によつてひた隠しにしたのである。内容の優越性が手續き上の瑕疵に勝るといふのであれば、このやうな言論統制は必要なかつたであらう。そしてこの SWNCC228 自體が秘密にされることもなかつたはずである。

朝鮮戦争の作戦をめぐつて、トルーマンがマッカーサーを解任するまで、アメリカ政府自身、マッカーサーの獨走を抑へることができなかつたことを考へれば、日本國憲法が、GHQの獨走によつてできたとしても何ら不思議はない。従つて、GHQとしては、自らの獨走を糊塗するため、何としてもこの憲法が日本政府の提案として提起されることが必要だつたのであり、そのために天皇制の存續といふ條件を出したのであらう。おそらくこの憲法草案をGHQ案として提出すれば、GHQの獨走が明らかになり、重大な國際問題となることが豫想されるので、GHQがこの案を直接提起することなど現實にはあり得なかつたと考へられる。だが、國際社會から完全に遮断された當時の日本側に、GHQの内部事情が分かるはずもなく、このGHQの謀略にまんまと引っかかつてしまつたのではないだらうか。まさに日本國憲法は、マッカーサーをはじめとするGHQの都合で作らされたといふ意味で、「マッカーサー憲法」なのである。

従つて、日本國憲法が占領期に制定されたといふ批判に對する吉田茂の反

77) ウォルフレンは、この點について次のやうに書いてゐる。

「「新生へのモラルの基本としての不戰の原理」なるものを、日本人が選んだといふのは、明らかに大江の誤りだ。日本人は選擇する機會など與へられはしなかつた。戰後民主主義の初期の段階で、アメリカ占領軍は、戰前・戰中の軍部や官僚と同じく、日本國民を保護下にある子供として扱つてゐたのである。

假にダグラス・マッカーサーが、日本の民主主義の實現を助けたいと、本當に眞剣に考へてゐたのだとしても、だれもがその登場を望んでいた民主的な戰後日本にふさはしい、新しい、かつ純粹なる日本國憲法を、國民によつて選ばれた憲法起草會議に起草させるといふ形で、自分の思ひを果たさなかつたことだけは、確かな事實である。」

K・V・ウォルフレン [10] 179ページ。

論、「外國の憲法制定を見ても、戦時とか非常時とかに生まれたものが多く、普通、平常の場合といふのは案外少ないやうである。故に制定當時の事情にこだはつて、餘り多く神經を尖らせるることは妥當でないやうに思ふ。要は、新憲法そのものが國家國民の利害に沿ふか否かである<sup>78)</sup>」は、やはり利害關係人の辯として考へられるべきであらう。戦時や非常時と占領時では本質的な相違がある。それは主權の有無であり、それを抜きにした議論は立法行爲としてナンセンスといふべきである。

日本國憲法の出生の「非正常」性は何人もそれを否定することはできない。このやうな出生の政治性を無視し、理念だけを語つてきたことがわが國の憲法論議に對する説得力を大いに減じ、空理空論を弄ぶことになつた大きな要因である。その典型例が、憲法の平和主義に傾倒し、この理念を絶対視し、自衛權を否定するといふ自殺的な態度である。このやうな考へ方が、憲法制定時のアメリカをはじめとする聯合諸國の利害に沿ふものであることは言ふまでもない。

さらにこの平和主義を受け入れたとしても、この平和主義と國家主權である交戰權の否認とは、一心同體ではない。平和主義を受け入れたからといって、交戰權まで否定する必要はないのである。つまり平和主義と交戰權とは別の次元の問題なのであり、平和主義の下で交戰權まで否定するやうな憲法には、平和主義とは無關係な意圖が底に込められてゐると解釋せざるを得ない<sup>79)</sup>。江藤淳のいふやうに、憲法第9條は「主權制限條項」なのである<sup>80)</sup>。

78) 吉田茂 [62] 50-51ページ。

79) 平和主義と第9條の間のギャップをウォルフレンは次のやうに書いてゐる。

「1946年の時點では、日本人の大多數が、日本は二度と領土擴大のための戦争を始めてはならないと考へてゐた。そのことに疑問の餘地はない。日本人の望みはその點では連合軍の望みと一致してゐた。しかし、平和を願ふことは、何かと意見の分かれる憲法第9條の内容とイコールではない。第九條は交戰權をどうするかについて定めてゐるのであって、日本の國民が行つた選擇を表現したものではない。マッカーサーは、憲法に主權在民を謳ふことによつて片手で日本國民に主權を與へ、同時に、國家の主權の重要な決定要素である交戰權を日本から奪ふことによつて、もう一方の手でその主權を取り上げたといへるだらう。」

いづれにせよ、護憲派の中心ドクトリンである平和主義の根據となつてゐる憲法の戦争拠棄條項が、日本國民の意思によつて出來たのではなく、當時の主権者であるアメリカの占領政策の下で導入されたことは動かすことのできない事實なのである。それ故、日本國憲法の平和主義には、崇高な理念の衣装の下に、アメリカの冷厳な國益の實態が隠されてゐるものと見なければならない。アメリカの意圖は、日本を二度と國際戰略上の脅威とならないやうな存在にすることであり、民主化や非軍事化はそのための手段にすぎなかつたのである。

ポートンは日本占領を評して、「日本占領史の特徴は、根本的に違つた文化的背景をもつた征服者が、被征服者の基本的な價値、觀念および制度を變革しやうとしたその企ての歴史であつた」と述べた<sup>81)</sup>。そして多くの日本人がこのアメリカの政策に迎合し、自國の歴史・傳統・文化を否定・毀損する手助けをした。まさにカーのいう「敗戦國の復讐に備えて、自國の安全を護るために、それぞれの國家は、過去には人質を取るとか兵役年齢の男子の手足を切斷したり奴隸とするなどの手段をとつたのであり、現代では、領土の分割や占領あるいは武装解除の強制などの方策<sup>82)</sup>」がとられ、今日では日本人自身がそれを支持しているのである。

古關は、マッカーサーが憲法施行に先立つて、施行後1年後2年以内に憲法の再検討の機會を與へると日本政府に言明したが、政府自身が改正のアクションをとることなく、1949年5月に憲法が確定したことを理由に、押しつ

---

マッカーサーは、日本人びとの望みや日本國民の政治的幸福、あるいは日本といふ國家の將來を考へてゐたわけではない。アメリカ國內の政治的關心といふ文脈の中で、日本國憲法を政治的に利用したのだ。日本に第9條を與へ、日本が國家となることを象徴的に否定することによつて、天皇を政治の舞台から排除したがつてゐたワシントンの主流派の反対を抑へたのである。マッカーサーは、占領を成功させるためには天皇が必要だと説明され、さう信じてゐた。」

K・V・ウォルフレン [10] 179-180ページ。

80) 江藤淳 [14]。

81) 佐藤達夫 [30] 103ページより再引用。

82) E・H・カー [16] 202ページ。

け憲法論を暗に否定してゐるが<sup>83)</sup>、占領軍から改正の機會が與へられたからといつて、占領軍による支配のもとで、眞の自主憲法が制定できたとしても思つてゐるのだろうか。この問題はあくまでも原則論なのであり、立法時に重大な瑕疵のある憲法でも、ある時點までに改憲しなかつたから、その憲法が自主的に制定されたのと同じであるといふことはできない。検閲とページで自由な言論を抑壓した中で、占領軍が自畫自贊した憲法を受容し、それを既成事實化した上で擁護してゐるといふのが護憲派の實態なのである。

### 日本國憲法の政治性

日本國憲法を制定したのはアメリカであり、アメリカは當然のことながら日本社會に對して最終的な責任を負つてゐない。即ち、日本社會が滅亡しようがしまいが、それが直ちにアメリカの死活的利害につながるわけではない。ヒロシマやナガサキに原爆を投下し、多くの都市に無差別爆撃を行い、無辜の民を殺戮したアメリカに、日本社會の滅亡を防止する責任や義務を負ふいはれは全くないのは當然である。聯合國が日本に要求した無條件降伏といふ前代未聞の停戦條件もそれを裏付ける<sup>84)</sup>。

また占領目的の一つが日本の民主化にあつたとされてゐるが、占領目的の第一は「初期對日方針」にあるやうに、日本をして再びアメリカの脅威たらしむる事を除去することにあり、民主化といふのはそのための手段でしかなかつた。このことは、かつての韓國や中南米諸國の獨裁政權に對するアメリカの態度を見れば明らかである。

83) 古關彰一 [27] 14ページ。

84) 「「無條件降伏」はその後に来る。それは、このやうなコンテキストでいへば、戦争の”局外者の存在を許さない”全領域君臨の完成態であり、そのやうなかたちをとつた、國家の何の義務も伴はない、他國の國民主権の一方的侵害をも、意味したのである。

一言でいへば、無條件降伏とは、やはり全體主義的、かつ超國家主義的な思想である。」

加藤典洋 [17] 181-182ページ。

占領軍によつて、日本に民主主義體制が形成されたといふのは、明らかにデマである。民主主義が外部から移植することは容易でないことは、今日の第三世界を見ても明らかである。占領軍によるわづか7年足らずの間に、日本が民主化できたのは、それ以前から日本には民主主義的な制度が存在してゐたからに他ならない。また地方自治のやうに憲法で規定されてゐるにもかかはらず、ほとんど實をあげてゐない分野もある。これは民主主義が一片の文書によつて成立するわけではないことの證左である。

加藤は、從來の保守派の改憲論議に對して以下のやうな批判を行つてゐる。

「これまで、改憲派の主張は、憲法が押しつけられた事實を重視し、長年自主憲法の制定を主張してきたが、この主張を貫くなら、國家主權確立のため，在日米軍の撤退にまで進まなければならぬところ、それは米國の利害との對立を意味するため、主張に加へないといふ中途半端な屈折した姿勢を餘儀なくされてきた。

彼らの致命的な弱點は、この屈折に意味を見出すことができないため、こゝに見る一點をあいまいなまゝ、押し殺してきたところにある。情勢の變化に應じ、現在この親米愛國の主張はやや反米的色合いを強めるにいたつてゐるが、その主張は本來、國內のナショナリズムを納得させても、國際社會に働きかける普遍的な理念なり、言語をもつてゐない。」

(加藤典洋 [18] 50-51ページ)

加藤の批判する對米屈折は、實は進歩的知識人にも見られる。彼らは明らかに反米であるが、そのアメリカが作成した憲法を何としても護らうとしてゐる。

加藤のいふ保守派における理念の欠如は、本論に對する批判となりえない。何故なら、こゝで主張されてゐるのは、主權の回復なのであり、これは國際社會における基本的權利であるからである。これを偏狹なナショナリズムと捉へるのは、竊かに亡國を冀ふ者たちの妄言でしかない。自分たちの社會の存立に究極的な責任を負ふ者たちによつて憲法が作られれば、自衛權を否定するやうな憲法ができるはずはない。

アメリカに於ては、「憲法とは自然権・自然的正義を規範化したものとして、立法権を含むあらゆる権力を制限する國の根本法」として觀念されてゐるといふ<sup>85)</sup>。憲法は、その國の正義を具現したものであり、さらにはその國の將來を規定する力を持つてゐる。この憲法を制定する権力は、通常の法律を制定する権力、即ち立法権とは異なるものであつて、國民主権そのものと言つてよい。その憲法が主権のない状態の中で、外國の軍人による壓力のもとで制定されたといふこと自體、大變異常な出來事であり、いくらそのときの状況の中で「賢明な選擇であつた」とはいへ、だからといつてそれをそのまま、是認しても良いといふことにはならない<sup>86)</sup>。

外國の軍隊が支配する中での憲法制定には何の正統性もない。そこでマッカーサーが考へてゐたやうに、占領軍が押しつけた憲法は、いずれ獨立が回復した暁には當然改正され<sup>87)</sup>、従つて、かゝる憲法は、占領期のみに有効な過渡的性格を持つのは當然であらう。おそらくこの憲法を作成したGHQのスタッフもよもや自分たちの作つた憲法が半世紀以上にわたつて、全く改正されずに存續するなど想像もしてゐなかつたに違ひない。マーク・ゲインも戦争拠棄を含むやうな憲法が占領終了後も生き残るとは考へられないと述べてゐる。

「さらに、この憲法で何よりも悪いのは、マックアーサー元帥自身が書いたといふ軍備拠棄に關する規定である。なぜなら、日本の新聞か日本歴史をちょつ

85) 芦部信喜 [2] 12ページ。

86) 代表的な保守論客である猪木正道は、「かういふ客観的條件を念頭に置けば、憲法改正が優れた國際感覺にもとづく大局的判断として賢明な選擇であつたことには、疑問の餘地はない。」と憲法改正を是認する態度をとつてゐる。それは當時の日本が危機的状況にあり、それを乗り切るためにかかる憲法改正が必要だつたといふ評價なのである。だがここで問題なのは、その憲法のもつ今日及び將來的意味合ひなのであり、その當時の判断が誤つてゐたかどうかを問題にしてゐるのではない。

猪木正道 [6] 第三巻 408ページ。

87) 古關彰一 [27] 118—119ページ。

とでも讀んだことのある人なら、占領が終はりきへすれば、日本が何らかの口實をまうけて軍隊を再建することはたうてい疑ひえないからである。日本で地震が避けられないのと同様に、これは不可避なことなのだ。かくてまさにその本質上、新憲法は欺瞞を生むものである。欺瞞の内在する憲法は断じて永續し得るものではない。」

(マーク・ゲイン [23] 211ページ)

外國人であるゲインの目から見てもこの憲法には「欺瞞性」が感じられたのであつた。常識で考へても、このやうな外國によつて押しつけられた憲法を押し戴く事態が續くといふことは考へられない。ヘーグ陸戦條約が占領地での法律變更を禁じてゐるのも、それが國際社會の基盤となる主權侵害に當るからである。そしてたゞ法律を變更したところで、主權が回復すればその變更は無効となるがゆゑに、意味がないといふことになる。ところが日本國憲法の場合、占領軍が實行した國體變更が主權を回復した後もそのまゝになつてゐる。日本國憲法制定當時は、憲法制定権力、即ち制憲權は征服者である占領軍が保持してゐた。その後、サンフランシスコ講和條約が成立し占領軍は日本を去つた。そして表面的には制憲權を持つた者が不在となつたまゝで憲法だけが殘つたのである。今日の日本政治・社會に散見される無責任さは憲法に歸因するといつてよいであらう。ウォルフレンが指摘する日本の權力中権の眞空といふ現象は憲法に規定される政治體制の結果であるといふこともできる。

芦部は、「現行憲法の成立は、ナチスの武力による壓力のもとで審議の自由を失つたフランスの國民議會が、國民の多數の意思に反して、1940年ペタンに獨裁的權力を與へたやうな意味の・非正當的な憲法改正ではない」と書いてゐるが<sup>88)</sup>、1946年の日本と1940年のフランスの違ひは、占領軍が最終的な勝者であつたか敗者であつたかといふことでしかない。軍事占領が解かれな

88) 芦部信喜 [2] 167ページ。

い限り、國民主權は回復しないことは、ベルリンの壁崩壊までの東歐の例を見ても明らかである。

その意味で、この憲法が戦後50年餘にわたつて君臨してゐるといふ事實は、一體何を物語るのか。その第一は、我々は未だポツダム宣言の呪縛にあつてゐるといふことである。第二には、日本はサンフランシスコ平和條約によつて主權を回復したやうに見えるが、それはあくまで表面的なものに止つてゐるといふことである。我々は未だ自立するに至つてゐない<sup>89)</sup>。第三には、我々の主權を回復するために必要な「正義」を未だ回復してゐないといふことである。これは今日においてなほ日本國民が、東京裁判史觀の呪縛から逃れることができてゐないことをいふ。日本國憲法は、ポツダム宣言に呪縛され、眞の獨立を回復できない日本社會を象徴してゐるのである。

即ち、この憲法の精神は、他律的・從属的であり、とりあへず他人には迷惑をかけないといふ意思表示にすぎない。その證據に、憲法前文の末尾には、「日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と書かれてゐる。當然の事ながら、この誓ひは、日本國民自身ではなく、聯合諸國に向けられてゐると解釋できる。帝國議會における審議の中で、社會黨の鈴木義男議員が述べたやうに、憲法前文そのものが、「極端ニ申セバ、泣クガ如ク、訴フルガ如ク嫋々トシテ盡キザルコト縷ノ如シト言ヒタイ、一抹ノ哀調スラ漂ツテ居ルヤウニ感ズルノデアリマス。」と述べたのも故なしとしない。

1946年8月11日に、細川護貞は、日記の中でかうつぶやいた。

---

89) 京極純一は、ある制度のもとでの自律性の喪失感は、それが傳統的なものによって聖化されてゐる限りはつきりと自覺されないと考へてゐる。これを今日の我が國の状況に即して考へれば、今日の體制が戦後民主主義といふ理念で聖化されてゐる限り、自律性の喪失感ははつきりと感じられないといふことになろう。多くの人々は、日本の獨立が部分的に奪はれてゐるといふことを薄ぼんやりと感じてゐるかも知れないが、それは戦後民主主義の理念で覆ひ隠されてゐるのである。京極純一 [22] 5 - 6 ページ。

「我國は此處50年、何人が出で様とも獨立を回復しはしないであらう。そのことは祖國を愛する正しき政治家を壓殺する。人は或はかく云ふであらう。如何に効果が少なくとも、云ふべきは云ひ、鬪ふべきは鬪ふべきであると。正に一理はある。だが、我が力を省み、世の潮流を思ふとき、果して運命に努力が打ち勝ち得るであらうか。」

(細川護貞 [53] 484ページ)

細川がこのやうに嘆いてからすでに50年以上が過ぎた。運命に打ち勝つには50年ではなほ短か過ぎるのだらうか。

#### 参考・引用文献

- [1] 朝日新聞東京裁判記者團『東京裁判』朝日文庫 1995年。
- [2] 芦部信喜『憲法制定権力』東京大學出版會 1983年。
- [3] 五百旗頭眞『米國の日本占領政策』上巻 中央公論社 1985年。
- [4] 五十嵐武史『戦後日米関係の形成』講談社學術文庫 1995年。
- [5] 石丸和人『戦後日本外交史』第一巻 三省堂 1983年。
- [6] 猪木正道『評傳吉田茂』全四巻 ちくま學芸文庫 1995年。
- [7] 入江爲年監修 朝日新聞社編『入江相政日記』第三巻 朝日文庫 1994年。
- [8] J・W・ウィリアムズ 市 雄貴・星健一譯『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社 1989年。
- [9] ロバート・E・ウォード『戦時中の対日占領計畫』坂本義和, R・E・ウォード編『日本占領の研究』東京大學出版會 1987年。
- [10] K・v・ウォルフレン 大原進譯『なぜ日本人は日本を愛せないのか』毎日新聞社 1998年。
- [11] 浦野起央編著『資料體系 アジア・アフリカ國際關係政治社會史』第二巻 パピルス出版 1987年。
- [12] 江藤淳編『占領史録』全四巻 講談社學術文庫 1989年。
- [13] 江藤淳『閉ざされた言語空間』文春文庫 1994年。
- [14] 江藤淳『1946年憲法』文春文庫 1995年。
- [15] 江藤淳『忘れたことと忘れさせられたこと』文春文庫 1996年。
- [16] E・H・カー 井上茂譯『危機の二十年』岩波文庫 1996年。
- [17] 加藤典洋『アメリカの影』講談社學術文庫 1995年。

- [18] 加藤典洋『敗戦後論』講談社 1997年。
- [19] 神田文人『占領と民主主義』[昭和の歴史8] 小學館 1989年。
- [20] 北岡伸一『自民黨 政権黨の三十八年』讀売新聞 1995年。
- [21] 木戸幸一『木戸幸一日記』下巻 東京大學出版會 1966年。
- [22] 京極純一『現代民主制と政治學』岩波書店 1969年。
- [23] マーク・ゲイン 井本威夫譯『ニッポン日記』筑摩書房 1998年。
- [24] 児島襄『東京裁判』中公文庫 1982年。
- [25] 児島襄『史録日本國憲法』中公文庫 1986年。
- [26] 児島襄『講和條約』新潮社 1995年。
- [27] 古關彰一『新憲法の誕生』中公文庫 1995年。
- [28] 小林直樹『憲法第九條』岩波新書 1982年。
- [29] 佐々木惣一『改訂憲法大義』有斐閣 1953年。
- [30] 佐藤達夫『日本國憲法成立史』第一巻 有斐閣 1962年。
- [31] 佐藤達夫『日本國憲法成立史』第二巻 有斐閣 1964年。
- [32] 佐藤達夫著 佐藤功補訂『日本國憲法成立史』第三巻 有斐閣 1994年。
- [33] 佐藤達夫著 佐藤功補訂『日本國憲法成立史』第四巻 有斐閣 1994年。
- [34] 佐藤達夫『日本國憲法誕生記』中公文庫 1999年。
- [35] 重光葵『昭和之動亂』下巻 中央公論社 1952年。
- [36] 進藤榮一・下河辺元春『芦田均日記』第一巻 岩波書店 1986年。
- [37] 鈴木昭典『日本國憲法を生んだ密室の九日間』創元社。
- [38] 杉原泰雄『資料で読む日本國憲法』上巻 岩波書店 1994年。
- [39] 袖井林二郎『マッカーサーの二千日』中公文庫 1976年。
- [40] 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本國憲法制定の過程』I 原文と翻譯 有斐閣 1972年。
- [41] 竹前榮治『G H Q』岩波新書 1983年。
- [42] 田畠茂二郎・高林秀雄『ベーシック條約集』東信堂 1997年。
- [43] J・ダワー 大窪原二譯『吉田茂とその時代』上巻 中公文庫 1991年。
- [44] ハリー・S・トルーマン 加瀬俊一監修 堀江芳孝譯『トルーマン回顧録』恒文社 1966年。
- [45] 中村隆英『昭和史』II 東洋經濟 1993年。
- [46] 中村政則『現代史を學ぶ』吉川弘文館 1997年。
- [47] 西村熊雄『サンフランシスコ平和條約・日米安保條約』中公文庫 1999年。
- [48] 樋口陽一『憲法と國家』岩波新書 1999年。
- [49] 福田恆存「現代國家論」『福田恆存評論集』第六巻 新潮社 1966年。

- [50] 福田恆存「當用憲法論」『福田恆存評論集』第六卷 新潮社 1966年。
- [51] 福田恆存「防衛論の進め方についての疑問」『福田恆存全集』第七卷 文藝春秋 1988年。
- [52] H・ポートン 五百旗頭眞監修、五味俊樹譯『戰後日本の設計者——ポートン回想録』朝日新聞社 1998年。
- [53] 細川護貞『細川日記』下巻 中公文庫 1979年。
- [54] 正村公宏『世界史のなかの日本近現代史』東洋經濟 1996年。
- [55] 増田弘『公職追放』東京大學出版會 1996年。
- [56] 増田弘『公職追放論』岩波書店 1998年。
- [57] 升味準之輔「戰後史の起源と位相」中村正則ほか編『戰後日本 占領と戰後改革 第二卷 占領と改革』岩波書店 1995年。
- [58] 松山巖『群衆 機械のなかの難民』讀賣新聞社 1996年。
- [59] ヘレン・ミアーズ 伊藤延司譯『アメリカの鏡。日本』メディアファクトリー 1995年。
- [60] 望月和彦「自衛權と日米安保條約の現實」『正論』1997年7月號。
- [61] 山本祐司『最高裁物語』講談社+α文庫 1997年。
- [62] 吉田茂『回想十年』第二卷 東京白川書院 1982年。
- [63] John W. Dower, *Embracing Defeat—Japan in the Wake of World War II*, Norton, 1999.
- [64] GHQ/SCAP『HISTORY OF THE NONMILITARY ACTIVITIES OF THE OCCUPATION IN JAPAN 1945-51』(『日本占領G H Q正史』) 第一卷 日本圖書センター 1990年。
- [65] Staff of the Committee and the Department of State, *A Decade of American Foreign Policy—Basic Documents, 1941-49*—, United States Government Printing Office, Washington 1950.

#### 〔追記〕

本論では、本文、引用文（原文が新かな・新漢字のものを含めて）をスタイル統一のために、全て舊漢字・歴史的かな遣ひで表記してゐる。

## On the Constitution of Japan —In an International Political Perspective—

Kazuhiko MOCHIZUKI

Aftter the defeat, Japan was occupied by the Allied Forces headed by D. MacArthur. The Japanese surrendered according to the term of the Potsdam Proclamation which specified the conditions for cease-fire. The Allied Forces made radical reforms against Japan to deprive it of the ability to wage war so that it could never stand as the threat to the Allied Nations again. In order to make domestic reforms, Roosevelt called for the unconditional surrender to Japan and Germany in the World War II. It is the first case in the history that the winners impose political and economical reforms to the losers, and open the war tribute to punish the politicians and military men of the losers.

Among these reforms the Allied Forces made up the constitution and forced to accept it to the Japanese government. The constitution of Japan is a result of the defeat of war. It has many odd characters. The most peculiar one is its pacifism expressed by the Article 9 which renounces all wars and bellibelencies. Many Japanese think this coming from regrets of the World War II and idealistic feelings. But they forget the historical fact that the constitution was made by not the Japanese but the Americans. In those days the Japanese lost the sovereignty and were ruled by General MacArthur. It is an irony that those who had no sovereignty under occupation were said to get the sovereignty by the

constitution. And it was a grave violation to the Potsdam Proclamation and the Atlantic Charter.

The pacifism of the constitution of Japan came from an intent that the Allied Nations made Japan impotent. The article 9 refused the national security and war for defending itself. It is unbelievable that a constitution refuses the national security because it means that the constitution recognizes the possibility that the society could be conquered by the other nation. But if the constitution was made by the foreigners who have no responsibility to the survival of society, it may be the case. In the case of the constitution of Japan, it was set according to the Potsdam proclamation. And the American officers drafted the constitution for 9 days. The purpose was to destroy the Japanese war machines for ever. They didn't take account for the Japanese national security after the peace treaty. When the Korean War broke out, they found their mistake. They ordered the Japanese government to rearm. At the same time, the United States have concluded the mutual security treaty with Japan and maintained the military bases in Japan at the end of occupation. Thus the United States hold the power to Japan. So Japan is not a fullfledged sovereign nation. The constitution is the symbol of a subject nation.

In conclusion, we can say that, to date, Japan has been bound by the Potsdam Proclamation and the Japanese inherited a negative heritage of history. But even now many Japanese don't wake up to the historical and political bondage.